48. 札幌市
H30.2

第５　文化財施設の災害対策

◇課題及び方針

文化財施設は木造建築物が多く、災害に対して非常に脆弱であり、地震によって直接被害を受ける可能性が大きいだけでなく、地震後の出火、延焼といった二次災害によって焼損する可能性がある。一旦、火災等により滅失毀損すれば、文化財的価値を失い、再び回復することが不可能となることから、貴重な国・地域の遺構を保存するために、特に防火に留意した対策をとる必要がある。

また、多くの観覧者が訪れる施設もあるため、他の集客交流施設と同様に災害時の避難対策も行う。

◇対策の現況及び計画

1　市有文化財施設の耐震化計画 〔市民文化局文化部文化財課〕	市の所管する文化財施設のうち、特に歴史的価値の高い、国の指定する重要文化財は、時計台、豊平館及び八窓庵の３施設である。 時計台は平成 10 年度に、豊平館は平成 27 年度に耐震補強工事を実施済みであり、八窓庵も平成 20 年度に復旧工事を行い、耐震基準を満たしている。 ◆その他の文化財施設については、施設毎の保全改修計画策定の機会を捉えるなどして順次、耐震診断を実施するとともに、緊急性等も勘案しながら耐震補強を進める。
2　災害予防対策 〔市民文化局文化部文化財課〕	文化財施設については、消防法に基づき消火器や自動火災報知設備の整備等を行っており、条例により火気の使用等については特に慎重な取扱いを行っている。時計台及び豊平館については、放水銃による防火設備を設置しており、災害時には自家発電による消火・延焼防止を行う。 また、市有文化財施設については、24 時間体制の警備を行っている。 ◆各施設においては防災計画、消防計画などの災害に備えたマニュアルの整備や点検を行う。１月 26 日の文化財防火デーの機会を利用するなどして、計画等に基づく防災訓練を行い、消火体制、延焼防止、地域との連携等について確認する。

【関連対策】　応急第 10 節第４項
【法令・計画等】　防災計画、消防計画

48. 札幌市
1-130, 2

第10節　建物の応急対策

この節の対策を担当する機関		
この節の対策	主管部班	関係機関・団体
第1　建物の応急危険度判定	都市部建築指導班	北海道、北海道震災建築物応急危険度判定石狩地区協議会
第2　応急仮設住宅の設置・公営住宅の確保・住宅の応急修理	都市部都市庶務班	北海道、(一社)札幌建設業協会、札幌中小建設業協会、札幌電気工事業協同組合、札幌市管工事業協同組合、道内プレハブメーカー、住宅管理公社
第3　避難場所等の応急修理	都市部建築班、各施設を管理する班	(一社)北海道建築士事務所協会、(一社)北海道設備設計事務所協会、(一社)札幌建設業協会、札幌中小建設業協会、札幌電気工事業協同組合、札幌市管工事業協同組合、(一社)札幌空調衛生工事業協会　など
第4　文化財施設の応急対策	市民文化部緊急応援班	

この節の対策で想定される事態と課題

○冬季の大地震では、建物被害は、最大で全壊が33,600棟、半壊が78,900棟と想定される。特に、東区・白石区・豊平区では、全建物の10%以上が全壊する。

○二次災害を防止するため、被害状況に応じて早急な応急危険度判定の実施が必要である。

○地震後2日～3日経過すると、避難場所での共同生活に不満や不安が出始め、応急仮設住宅や公営住宅への入居希望、自宅の応急修理への要望が高まる。また、入居募集とともに希望者が殺到し、入居時期、場所、設備等について要望、不満が発せられる。

○地震により応急活動拠点や避難場所等が被害を受けた場合、行政等による災害応急活動や住民の避難に支障をきたす。

○文化財施設については木造建築物が多いことから、地震後の出火、延焼により文化財的価値が損なわれる危険性が高い。

48. 札幌市
H30. 2

第３　避難場所等の応急修理

市有建物が被害を受けた場合には、災害対策本部が設置される区役所や避難場所となる学校などの防災拠点について、優先的に被害状況を調査して応急修理を行う。被害施設の応急修理は、建築業界団体と連携して行う。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 ↓	・避難場所などを優先して市有建物の被害調査を実施する。	・施設の利用可否について判断する。
３日 ↓	・被害施設の応急処理を行う。	・施工業者を確保する。
７日 ↓	・被害施設の復旧対策を行う。	・復旧対策の技術的な検討を行い、対策を実施する。

【関連対策】　予防第５節第４項
【業務マニュアル等】　都市局防災マニュアル、建築部防災業務マニュアル、災害時における市有施設の応急被害調査に関する協定、災害時における市有施設の応急修理等に関する協定、市有建物対策シナリオ

第４　文化財施設の応急対策

災害発生時は、消防計画に基づき、速やかに施設観覧者等の人命救助を行うとともに、消火、延焼防止等の措置をとる。

その後、被災状況等の情報収集を行い、結果を文化庁に報告する。被災文化財施設の被害拡大を防止するため、応急措置をとる。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 ↓	・施設観覧者等の人命救助を行う。 ・文化財施設を火災等の災害から防護する。	・避難誘導、救助の要請等を行う。 ・消火及び延焼防止措置を行う。
24時間	・被災文化財施設の被害拡大を防止する。	・被災状況などの情報収集及び結果報告を行う。

【関連対策】予防第5節第5項

(9)　**特殊建築物等、建築設備等の維持保全対策**

建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物等及び同条第3項に規定する昇降機及び建築設備等の定期調査報告の結果から、建築基準法第8条に基づく維持保全が適正に行われるよう、改善指導を行う。

※1「特殊建築物」：劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物
※2「建築設備等」：換気設備（中央管理方式の空調設備に限る。）、排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る。）、非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る。）

(10)　**緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進**

市が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路において、地震発生後の緊急車両等の通行を確保するため、当該道路沿線に建っている一定の条件を満たす建築物の所有者に対して、耐震診断費用の一部助成を行う。

(11)　**非常時のエネルギーの自立性向上について**

発電事業を行っている清掃工場において、非常時に電気自動車などへの電力供給源となるよう施設整備の検討を進める。

○ 3.　文化財保護のための予防措置等　〔教育局〕

指定・登録文化財の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、日頃から文化財の現状を把握し、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

教育委員会は、災害発生時に適切な協力体制が図れるよう、指定・登録文化財の所有者等及び関係機関等と日頃から情報共有に努める。また、未指定も含め文化財の現地調査を実施した際には、必要に応じて所有者等に災害に係る予防措置等の指導・助言を行うとともに、あらゆる機会をとらえ防災知識の普及啓発に努める。

(1)　**指定・登録文化財に係る基本情報の集約**

教育委員会は、最新の基本情報（所有者等及び連絡先、文化財の位置及び分布・保管状況、写真・大きさなど識別が可能な程度の情報）を常に確認できるようにしておく。また、県など関係機関等との情報共有に努める。

(2)　**指定・登録文化財の現状把握及び維持管理**

ア　**教育委員会が行う文化財等の現状把握及び維持管理への指導等**

教育委員会は、文化財等の現状把握及び適切な維持管理に係る指導・助言を行うとともに、補助制度などにより、災害に係る予防措置等の推進や支援に努める。

イ　**所有者等が行う文化財等の現状把握及び維持管理**

所有者等は、日常点検により文化財等の通常状況を把握し、修理や環境整備など必要な措置を講ずることによって、文化財等の適切な維持管理に努めるとともに、見学者の避難経路の表示や安全確認に留意する。また、文化財等の状況について教育委員会と情報共有を図り、災害発生時において迅速な行動がとれるよう備える。

49. 仙台市
(地震・津波災害対策編)
H29. 6

第 25 節　文教対策計画

〔教育部〕

○　本節では、学校、社会教育施設及び文化財について、迅速かつ適切な災害対応を行うための計画を定める。

1.　学校の対策

(1)　災害時の体制

ア　学校災害対策本部の設置

市立学校の校長（以下「校長」という。）は、災害発生状況等を勘案の上、学校災害対策本部を設置し、迅速に対応に当たる。

学校災害対策本部の組織・業務内容等については、学校防災計画の中であらかじめ規定し、校長は災害時にはそれを基に班編成・人員配置等を柔軟に組み替えて設置する。学校災害対策本部の組織や業務内容については次のとおりである。

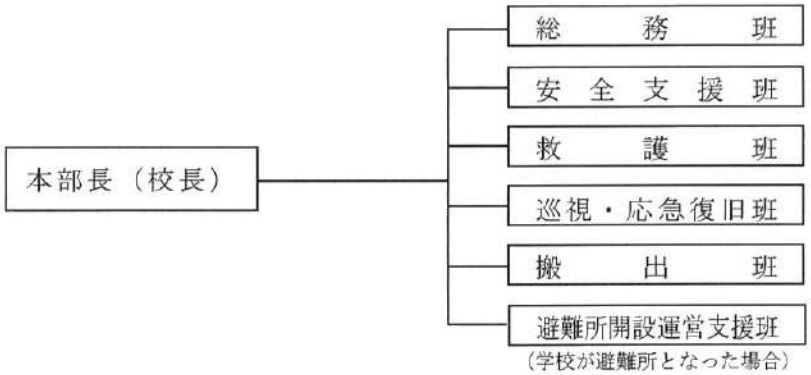

イ　在校時

①　校長は、災害発生の状況に応じて、緊急避難等適切な指示を行う。

②　校長は、災害の規模や児童生徒・教職員の安否、施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に連絡して指示を受ける。併せて学校災害対策本部を設置して、万全の体制を確立する。

③　教育委員会又は校長は、児童生徒及び教職員の被災状況を把握した後、負傷した児童生徒及び教職員の応急手当を施し、その程度により医療機関へ搬送する等の措置を行うとともに、それ以外の児童生徒については、各学校があらかじめ保護者に周知している「非常時下校体制」に基づき、通学路の被害状況を把握したうえで、保護者への引渡しや集団下校を行う。また、津波避難エリア内の学校においては、大津波警報発令中には、保護者も一緒に校内に待機するよう要請する。

④　教育委員会又は校長は、大量に負傷者が発生した場合は、災対本部に救援要請を行うとともに、速やかに救援活動を行う。

⑤　遠足等校外活動時に災害が発生することも想定して事前指導を行うとともに、万が一発生したときは、引率の担当教職員が適切な指示、誘導等を行い、児童生徒の安全を図る。

49. 仙台市

(地震・津波災害対策編)
H29.6

(4)　**避難者の安全確保**

施設長は、一時避難者等がいる場合には、施設内の安全が確保できる場所に誘導し、一時避難者の安全な避難・誘導の実施に必要な情報の提供等に努める。

なお、市民センターが、区本部から避難所開設を要請された場合には、施設長は地域団体等と連携・協力の下、協働して避難所運営を行う。

(5)　**資料等の保全**

施設長は、保存資料等の保全に努め、被害を受けた資料等も可能な限り保護する。

(6)　**教育活動の再開**

施設長は、災害の規模、施設の被害状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と協議の上、施設の再開も含めた教育活動を再開する。被害状況により長期休館を要する施設については、教育委員会等関係機関と協議の上、教育活動の部分的な再開を検討し、実施する。

教育活動の再開に際しては、施設長は災害の推移を把握し、教育委員会等と密接に連携の上、安全の確保に留意するものとする。

○ 3.　文化財の対策

教育委員会は、災害が発生した場合において速やかに文化財の被災状況を把握し、指定・登録文化財の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対して必要な指示・指導を行うことにより、その状況に適した措置を講ずるものとする。

(1)　**被害状況の把握**

ア　**教育委員会による被害状況の把握**

教育委員会は、指定・登録文化財等の被害状況をできるだけ速やかに把握・確認し、所有者等に対して必要な応急措置を指示するとともに、逐次、対応状況等について県に報告する。

未指定文化財については、必要に応じてその被害状況を把握・確認するとともに、所有者等から相談を受けた際には、助言・指導に努める。

イ　**指定・登録文化財の所有者等による被害状況の把握**

所有者等は、身の安全を確保した上で、直ちに見学者等の避難誘導を行う。その後、文化財等の被害状況を速やかに把握し、教育委員会への報告を行い、被害拡大防止に努める。

(2)　**指定・登録文化財の応急修理等の対応**

ア　**教育委員会による応急修理等の対応**

教育委員会は、所有者等が行う応急修理等の方法について協議・検討を行う。必要な場合は県に報告して指示を受け、適切な指導を行う。

イ　**所有者等による応急修理等の対応**

所有者等は、被害拡大防止のために必要とされる応急修理等を施すよう努める。その実施に当たっては、教育委員会の指示等を踏まえるとともに、文化財の現況について報告するよう努める。

49、仙台市
（地震・津波災害対策編）
H29.6

ウ　修復後の利活用の再開

所有者等は、被災前と同様の利活用（公開）を再開する場合には、安全管理の見直しや必要な対策を講じた上で、教育委員会と協議し、利活用を再開する。

(3)　第三者の文化財レスキュー活動との連携

教育委員会は、被災文化財の応急処置等の文化財レスキュー活動に当たる者との情報共有を図り、相談者等への情報提供や活動周知のための広報を行うなど、可能な限りの活動支援と連携協力に努める。

50, さいたま市
H27.3

第２節　社会教育等施設対策

社会教育等施設対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
教育部 （施設管理者）	①　社会教育等施設利用者の安全確保 ②　施設を利用している児童生徒の安全確保、保護者への連絡 ③　被災状況の把握及び教育委員会への報告 ④　施設被害状況調査・報告

社会教育等の施設開館時に地震が発生した場合は、次の措置を実施する。

第１　公民館・図書館・宇宙科学館・美術館等の措置

【教育部】

1　地震発生直後、火災の防止、利用者の避難誘導に努め、利用者の安全の確保を図る。

2　利用者の被災状況、施設の被害状況等について教育委員会に報告し必要な指示を受ける。

3　施設の応急危険度等の調査を行い、報告を行う。

第２　公民館・図書館・宇宙科学館・美術館等の児童生徒の学習利用時の措置

【教育部】

1　地震発生直後、火災の防止、児童生徒の避難誘導等、児童生徒の安全を確保するための必要な措置を講ずる。

2　引率指導者等と協力し、児童生徒の被害状況等を確認し速やかに教育委員会に報告し、必要な指示を受ける。

3　引率指導者と協力し、児童生徒の保護者への連絡等を実施し、安全な帰宅等にあたる。

4　施設の応急危険度等の調査を行い、報告を行う。

第３節　文化財対策

文化財対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	①　史料等の被害状況調査及び維持保全
教育部	①　文化財施設の被災状況の把握、記録 ②　関係機関への報告 ③　所有者・管理者への指示の伝達 ④　入館者の安全確保 ⑤　入館者の負傷者の応急手当の実施 ⑥　収蔵・保管施設の安全点検、応急措置の実施 ⑦　施設内における危険物・障害物等の撤去 ⑧　文化財の応急措置の実施

文化財及び収蔵・保管施設に震災被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

50、さいたま市
H27.3

第１　情報の収集・伝達

【教育部】

1　被災状況の迅速な把握に努め、文化庁・埼玉県教育委員会等の関係機関へ報告し指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。

2　将来の復旧対策・予防対策も見据えて、被災状況を記録する。

第２　収蔵・保管施設の応急対策

【教育部】

1　収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。

2　災害の拡大を防止し震災応急対策が円滑に行えるよう、危険物・障害物等を撤去する。

第３　文化財の応急対策

【教育部】

1　損傷を被った文化財については、損傷の態様、文化材の材質・形状等に応じた応急措置を講ずる。

2　移動可能な文化財に被災の恐れが生じたときは、所有者・管理者と連携して安全な公共施設等に一時的に移動し保管する。

3　文化財の倒壊、倒木、折損箇所においては、危険表示等を行い二次災害の防止に努める。

第４　史料等の被害状況調査及び維持保全

【総括部、教育部】

史料等の被害調査を行い、これらの維持保全について必要な処置を講じる。

第４節　福祉対策

【保健福祉部】福祉対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
保健福祉部 （福祉施設管理者）	①　施設の入所者、利用者の安全確保 ②　施設の入所者、利用者、職員の安否確認及び所在の把握 ③　施設の被害状況の把握、応急措置の実施 ④　施設の被害状況及び応急措置の内容を福祉調査班に報告 ⑤　要配慮者の受入準備 ⑥　支援要請
子ども未来部 （保育園班）	①　保育園児の安全確保 ②　園児・職員・施設の被害状況の把握及び保育統括班への連絡 ③　園児の罹災状況の把握 ④　応急保育の実施
子ども未来部	①　育児用品の確保 ②　放課後児童クラブにおける児童の安全確保 ③　放課後児童クラブの児童等の被災状況の把握及び教育委員会への報告 ④　放課後児童クラブの児童の保護者への連絡 ⑤　放課後児童クラブの児童の帰宅活動の実施 ⑥　放課後児童クラブの臨時休室の実施

○（７）文化財の保護　【消防局、教育委員会】

重要な建造物については、政令に基づき消防用設備等の設置を図り、火災に対しての防護措置をとる。また、毎年、文化財防火デー（１月 26 日）を期し、教育委員会、消防局共同で査察指導を行う。

２　初期消火体制の確立

（１）消防用設備等の適正化　【消防局】

消防法により市内の防火対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や調査研究データを参考にしながら、災害発生時有効にその機能が発揮されるよう、対応方法について、さらに指導の徹底を図る。

（２）消火器具の普及　【消防局、千葉市防災普及公社】

各家庭における初期消火体制を整えるため、消火器、三角バケツ、水バケツ等の備えを呼びかける。

また、小規模事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの形態に応じた消火器具の設置を指導する。

３　火災の拡大防止　【消防局】

（１）常備消防の強化

ア　消防力の現況

千葉市の常備消防は、千葉市消防局のもと、各区各署・計６消防署、18 出張所の体制のもと、消防車両及び資機材の整備を図り、消防活動にあたっている。

イ　基本方針

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備、器具の普及などによる消防需要増大に対応するとともに、年々高層、深層化する都市構造の変化に伴う災害の多様化、大規模化に対応できる消防活動体制の強化並びに地域の特殊性に応じた震災対策の充実強化を図る。

また、消防職員の資質向上のため、教育訓練の充実を図る。

（２）消防指令体制の強化

指令業務の共同運用により、盤石な通信運用体制を確保し、消防・救急無線のデジタル化により無線通信システムの高度化を図るとともに、映像情報システムの有効活用と各種通信媒体の活用により情報の収集・伝達体制を確保し、大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る。

（３）消防団の強化

災害時における消防団の消防力強化を図るため、消防団器具置場、小型動力ポンプ付積載車、消防用資機材、携帯用無線機等の整備を図る。

（４）消防水利の整備

耐震性をもたせた貯水施設及び消火栓を整備し消防水利の充実を図るとともに、未開発水利の活用を進める。

（５）消防活動困難区域の解消

消防水利の整備、小型動力ポンプの配備、消防団体制の整備等の施策を推進するとともに、関係

51、千葉市
(災害応急対策編)
 H27.3

スについて、あらかじめ危険物の種類及び許容量をもとにバース単位に区分を設定し、着桟、荷役時等の災害予防を図る。

（２）港長は、危険物を専用に荷役するバース管理者に対し、次の点について指導促進する。

ア　着桟船舶数の適正配置と着桟船舶とバース内の移動空間確保等泊地環境の整備

イ　防消火設備、海洋汚染防止設備及びその他の安全防災設備の配置

ウ　保安距離の確立及び火気管理

エ　応急措置体制の確立

オ　その他

３　海上における避難

港内において、災害が発生し、又は災害のおそれが予想され、在泊船舶等に被害の及ぶおそれがある場合は、千葉海上保安部長は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 39 条の２、第 42 条の５又は港則法（昭和 23 年法律第 174 号）第 37 条の３に基づき、次の要領により在泊船舶を危険海域から避難させる。

（１）関係船舶・船舶会社・船舶代理店・岸壁管理者・港湾管理者・洩船協会等関係者への避難命令通報

（２）災害発生海域及び危険物積載船舶等の状況を検討した避難順序の周知徹底

（３）各信号所の緊急管制塔による港内交通の安全確保並びに巡視艇の規制による港内交通警戒

第４　その他の社会公共施設　【施設所管局区等、施設管理者、県危機管理課、警察署、市医師会等関係医療機関】

対策のあらまし	地震等により施設や設備が被災したとき、各施設の管理者は、利用者・入所者の安全の確保をまず図る。そのうえで施設が災害時に果たすべき公共的役割を踏まえ、被害状況を所管部へ速やかに報告し、必要な復旧対策の実施を求めるとともに、施設保全のための自主的な災害対策活動を実施することとなっている。 また、各施設を所管する各部長（各局長）は、災害発生後速やかに被害状況の把握に努め、利用者・入所者の安全確保等必要な応急措置を指示するとともに、緊急度に応じて応急復旧対策を講じることとなっている。 この項では、災害時における後方医療施設ともなる青葉病院等、不特定多数の利用者が想定されるコミュニティセンターや図書館等の「その他公共施設」及び「文化財の保護」に関し、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため、各所轄機関がとるべき応急措置のあらましを示している。

１　医療機関等

（１）施設利用者・入所者の安全確保

ア　入院患者の避難対策については、担架等用具を必要とする者と単独歩行可能な者の分別を常に把握し、地震時において適切な避難措置を講じる。

イ　外来患者等の避難対策については、所定の避難計画に基づき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて本部へ速やかに報告する。

－　応急措置が可能な程度の被害の場合　－
（ア）危険箇所があれば緊急保安措置を実施する。 （イ）機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。 （ウ）電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、本部又は区本部を通じて、関係機関と連絡をとり、応援を得て実施する。

－　応急措置が不可能な被害の場合　－
（ア）危険防止のための必要な保全措置を講じる。 （イ）防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のため必要がある場合は、本部又は区本部を通じて、仮設建築物の建設等の手配を行う。

イ　その他の留意事項

（ア）火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査

特に避難所となった施設は、火災予防について、充分な措置をとる。

（イ）ガラス類等の危険物の処理

（ウ）危険箇所への立ち入り禁止の表示

3　文化財の保護

文化財の保護について、次の措置を講じる。

（1）文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は、直ちに消防機関へ通報するとともに、本部（教育長）へ被害の状況を報告する。

（2）教育長は、所有者、管理者等から被害の状況について報告を受けたときは、速やかに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置をとるよう指示する。

（3）関係機関は、被害を受けた文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講じる。

4　都市公園施設

地震、津波により園路・広場、管理施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

52. 横浜市
H29.1

診断結果の報告の義務を課すことなどが講じられました。また、改正された耐震改修促進法に基づき、市内20路線を耐震診断の義務付け対象道路として指定をしました。

建築局

(1) 多数の人が利用する建築物等の耐震改修の促進

本市では、旧耐震基準で建築された「病院や学校などの災害時に重要な機能を果たす施設」、「百貨店やホテルなどの災害時に多数の人に危険が及ぶおそれがある施設」、「危険物の貯蔵場または処理場」で、原則３階以上、かつ延べ床面積1,000㎡以上（幼稚園、保育所にあっては延べ床面積500㎡以上、危険物の貯蔵場または処理場にあっては延べ床面積5,000㎡以上かつ一定の危険物を保管し、敷地境界線から一定距離以内に存する）の民間建築物等について、耐震診断や耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。

建築局

(2) 地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震改修の促進

地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物で旧耐震基準で建築された一定高さ以上のものについて、耐震診断や耐震改修工事に要する費用の一部を補助する制度を設け、耐震化の促進を図っています。

地震災害時に通行を確保すべき道路は、第一次緊急輸送路（輸送の骨格をなす道路）、第二次緊急輸送路（第一次緊急輸送路を補完する道路）、災害時重要拠点アクセス路（災害発生時の拠点となる建築物から第一次緊急輸送路に至る道路）です。また、第一次緊急輸送路及び第二次緊急輸送路のうち特に重要な20路線について耐震診断の義務付けをしています。

健康福祉局

(3) 休日急患診療所の耐震化及び民間病院等の耐震改修の促進

本市では、休日急患診療所の耐震化を進めるとともに、民間病院に対しても、耐震化を促進し、各施設の運営や指導監督面からも耐震化の働きかけを行います。

3　木造住宅の耐震診断と耐震補強の促進

建築局

(1) 木造住宅耐震診断士派遣制度

本市では、旧耐震基準で建築された木造個人住宅へ市長が認定した木造住宅耐震診断士を無料で派遣し、耐震診断を行なっています。

(2) 木造住宅の耐震改修補助

耐震診断の結果、耐震性が確保されていないと判定された住宅に耐震改修工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

(3) 防災ベッド等設置推進事業

旧耐震基準で建築された木造個人住宅に、防災ベッド又は耐震シェルターを設置する場合、その本体費用の一部を補助します。

建築局

4　マンションの耐震診断と耐震補強の促進

本市では、旧耐震基準で建築された分譲マンションが耐震診断を行う場合、その費用の一部を補助します。

耐震診断の結果、耐震改修が必要と判定された分譲マンションの耐震改修工事を行う場合、設計、工事監理及び耐震改修工事費用の一部を補助します。

○教育委員会事務局
都市整備局

第10節　文化財等の防災対策

過去の大震災では、多数の文化財等が被災しました。

本市においても、歴史的に重要な文化財等が多数あり、震災時を考慮した以下の対策を実施しています。

1　防災訓練の実施

文化財防火デー（毎年１月26日）を中心として、文化財の所有者・管理者、消防機関、地域住民等の協力の下で防災訓練を実施しています。

52、横浜市

H29.1

2　文化財の所在情報等の充実・整備

横浜市文化財保護条例（昭和62年12月条例第53号）に基づき、文化財の所在や員数、形式、構造等の情報を整理・把握しています。

3　歴史的建造物等の防災対策

本市では、「歴史を生かしたまちづくり要綱」（昭和63年４月１日実施）を定め、歴史的建造物等の保全と活用を推進しています。この要綱に基づき、歴史的建造物等の維持管理、耐震改修、防災施設などの助成をしています。

建築局

第11節　崖、擁壁への防災対策の促進

崖崩れ災害を防止するため、危険性のある崖や擁壁の点検、安全管理の指導、崖改善工事の促進により、崖地の防災対策を進めています。

1　急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずる地域及び崩壊を助長、誘発するおそれのある地域を、市長の意見をきいて県知事が指定することとなっており、平成28年11月末現在705箇所を指定しています。

指定の基準は、傾斜度が30度以上、高さが５m以上の崖で、崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が５戸以上ある区域又は官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのある区域です。

2　土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域（イエローゾーン）として政令で定める基準に該当するものを市長の意見を聴いて、県知事が指定します（平成28年11月末現在　市内で急傾斜地の崩壊2,429区域、土石流３区域を指定しています。）。

土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物が土砂により損壊し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じると認められる区域（レッドゾーン）として政令で定める基準に該当するものを市長の意見を聴いて、県知事が指定します（平成28年11月末現在　市内で土石流３区域を指定しています。）。

※　土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備については「風水害等対策編」を参照

3　崖情報の管理及び安全管理の指導

(1) 崖の点検及び調査

市内に指定されている土砂災害警戒区域内の崖地（約9,800箇所）について、専門家による現地調査を実施しています。

また、建築局は区役所と連携して宅地防災パトロールを実施し、崖地の確認を行っています。確認の結果、対策が必要な崖地の所有者・管理者に対しては、工事についてのアドバイスや助成金制度の紹介を行うなど、崖地の改善に向けた働きかけを進めています。

(2) 宅地造成等規制法に基づく防災の指導

宅地造成に伴う崖崩れ災害を防止するため、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成工事規制区域として市域の約63%を指定しており、当該区域において計画、構造、施工等について指導をしています。大規模盛土造成地の変動予測等については、平成22年に公表した大規模盛土造成地の状況調査図を活用し、最新の知見を踏まえて実施するとともに、その結果を踏まえた対策の検討を進めます。

53. 川崎市
H27年度

第６節　学校給食等の確保【教育委員会】

1　学校長は学校給食の施設・設備の被害の程度及び給食用物資の状況から、通常の給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

2　学校長は、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又は教育長からの指示により、給食中止の措置をとる。

(1) 給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合

(2) 給食用物資の入手が困難な場合

(3) 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合

(4) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

3　教育長は、被災状況が判明した後、速やかに具体的な復旧対策をたてて、正常な学校給食の実施に努める。

4　その他災害発生時においては、特に衛生管理に留意し、児童・生徒、教職員等の健康管理、衛生管理を行う。

第７節　教育施設の応急対策【教育委員会】

施設管理者は、災害発生時における施設の管理及び利用者の安全確保について、次の措置を実施する。

1　施設主催の事業又は利用者による事業を中止し、人命等の安全確保を図る。

2　消防計画に基づく自衛消防組織を運用し、応急活動を実施する。

3　施設利用者については不特定多数である場合が多く、混乱が予想されるため、速やかに適切な指示と避難誘導を行う。

○第８節　文化財の保護【教育委員会】

文化財の保護について、次の措置を実施する。

1　所有者又は管理者は、直ちに消防機関への通報及び教育長へ被災状況の報告を行うとともに、実施可能な措置を行う。

2　教育長は、前項による報告を受けた時は、直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置を関係局の応援を得て行なうものとする。

54. 相模原市
H28. 3

半の住まいで「棚から置物や小物が落下」（９１．５％）、「テレビ・電子レンジ・パソコン等の落下」（４２．４％）、「家具等の転倒」（３９％）があり、これらが原因となる負傷や、室内散乱による生活への支障が報告された。

さらに、近年発生した地震における家具類の転倒・落下が原因のけが人の割合は、宮城県北部地震（平成１５年７月発生、最大震度６強）４９．４％、岩手・宮城内陸地震（平成２０年６月発生、震度６強）４４．６％、新潟県中越地震（平成１６年１０月発生、最大震度７）４１．２％、新潟県中越沖地震（平成１９年７月発生、最大震度６強）４０．７％であった。

このため、市民及び各施設の管理者等は、家具、自動販売機等の転倒防止措置を次のとおり行い、地震時の人的被害発生の防止に努める。また、危機管理局は、家具等の転倒防止措置の実施を呼びかける。

（１）家具等の転倒防止

ア　地震時の家具類及び備品等の安全対策として、転倒、落下防止のための固定方法の普及、啓発に努める。また、高層共同住宅等の高層階では揺れが特に大きくなりやすいため、共同住宅管理者等は、転倒防止等の取組を推進するよう努める。

イ　建築物の設計に当たっては、家具の固定方法を考慮した設計と固定を考慮した家具の普及を推奨するよう努める。

（２）自動販売機の転倒防止

自動販売機は、日本工業規格自動販売機の据え付け基準に基づき設置するよう啓発を図る。

9 情報システムの安全対策

地震発生後の応急対策やその後の復旧対策を迅速に進めるには、行政機能支援のための情報システムの継続的な稼働が不可欠である。

市（企画財政局（企画部）、消防局及び関係各局）及び各防災関係機関が保有する各情報システムや関連設備の耐震化及び電子情報のバックアップ等の安全対策について、次の各項目に必要な措置を講ずるとともに、災害時を想定した市民生活の確保に資するシステムの導入を進める。

（１）データの保護対策
（２）非常電源対策
（３）転倒、落下防止対策
（４）漏水対策
（５）火災対策
（６）災害時を想定した市民生活の確保に資するシステムの導入
（７）その他必要な措置

10 文化財の保護

文化財の保護のため、教育局は、消防局等と協力して、所有者、管理者等に対し、建造物などの有形文化財の耐震対策、火災予防等の指導、普及・啓発に努める。

◆ 資料編参照

※７－２７　災害時における蓄電池の貸与等の協力に関する協定書（(株)スマートパワーシステム）

54. 相模原市
H28.3

護、引渡しを円滑、的確に実施できるよるように、必要な準備等を推進する。

9 高校、大学の防災対策

高等学校及び大学の管理者は、生徒、学生及び勤務職員等の一斉帰宅を抑制し、施設内に職員等を留め置くための食料、飲料水、毛布及び簡易トイレ等の備蓄に努める。

10 文化財の保護

教育局は、文化財が災害により被災しないように、施設や設置場所の耐震化、火災警報器の設置等の災害対策を実施するとともに、地域における文化財の所在情報について、消防局と情報を共有化し、具体的な対策の検討を連携して行う。

54、相模原市
H28、3

カ　教育局は、市災害対策本部が設置されたときは、教育局災害活動本部を設置し、教育局各部の連携を図ることで文教対策をより効果的に行う。

（2）学校の災害対応

災害時の対応は次のように行うが、具体的な対応は学校防災計画(学校安全の手引き)による。

ア　学校は、災害が発生した場合、在校中及び登下校中における児童・生徒の安全確保に努める。

なお、下校中等は、こどもセンター、児童館、公民館等へ連絡し、児童・生徒等の安否を確認する。

また、保護した児童・生徒は、あらゆる連絡手段をもって保護者へ情報発信し、引渡しカード等を利用して確実に引渡しを行う。

イ　学校は、災害が発生した場合、開校時又は閉校時にかかわらず児童・生徒の安否確認、施設の被害状況を把握し、教育局に報告する。児童・生徒は、保護者へ引き渡すまで学校で保護する。

ウ　学校は、休校、授業の再開について、通学路、施設、児童・生徒の状況や教育局との協議内容を総合的に判断し、授業再開等の時期を決定する。

エ　学校は、児童・生徒に対するメンタルケアの対策を講ずる。

（3）教育機関の災害対応

ア　施設管理者は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、事業を継続することが困難と判断したときは、事業を休止し又は使用を中止し、利用者の安全確保を図る。

イ　施設管理者は、施設の被害状況を把握し、二次災害防止のための立入禁止措置など状況に応じた応急措置を実施し、被害状況等をそれぞれ所管する教育局及び区本部に報告する。

ウ　災害時活用施設として位置付けられる教育機関の施設管理者は、市災害対策本部の指示に従い、施設の運営について支援・協力を行う。

（4）その他

避難所となる学校における情報伝達手段として、地域防災無線、ＰＨＳを活用する。

5 教職員の非常参集体制

（1）休日・夜間等に市内で震度５強以上の地震を観測した場合は、連絡の有無にかかわらず地震の規模等を各自で把握し、勤務校に参集するとともに初期の災害行動体制を整える。

（2）震度５弱以下の地震を観測した場合の参集の判断は、校長が決定する。

6 幼稚園、私立学校及び児童クラブ等の災害対応

健康福祉局及び幼稚園、私立学校及び児童クラブ等の施設管理者は、災害発生時においては、園児、児童・生徒等の安全確保、保護者・関係機関等との情報連絡、応急的な教育の実施等の災害対応を適切に行う。

7 文化財

（1）文化財が被災した場合に、所有者又は管理者は、消防局に報告するとともに教育局に被災状況を報告する。

（2）教育局は、前号の報告を受けた場合、被災文化財の被害拡大を防止するための応急措置を実施するよう所有者又は管理者に対し指示する。また、県教育委員会に文化財の被災状況を報告する。

55. 新潟市
1129.3

第１節　防災知識の普及計画

災害発生時に、住民、市職員及び防災関係機関が的確な防災対策を講じられるよう、平常時に行う防災知識の普及、啓発についての計画を定める。

実施担当	全部署
関係防災機関	各関係防災機関

１　住民に対する防災知識の啓発

災害時においては、住民自らが「自分の命は自分で守る」という意識と行動が重要である。このため、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震等の正しい知識や防災対応等防災知識の普及を図る。

(1)　市広報紙等による防災知識の普及

全世帯を対象に配布する市広報紙・パンフレット等を通じて、住民の防災知識の周知徹底を図る。

ア　食料・飲料水等の備蓄
イ　非常持出品の準備
ウ　住宅の耐震診断、家具等の転倒防止対策
エ　災害時の消火、救出救助、応急救護
オ　避難場所・避難路の周知
カ　災害発生時の危険箇所の周知
キ　地震・津波発生時の心得
ク　洪水・高潮・河川災害発生時の心得
ケ　土砂災害発生時の心得
コ　自動車運転時の心得

(2)　地域特性の把握

地区別防災カルテ、地盤高図の公表等を通じて、居住地域における地理的特性の周知徹底を図る。（地盤高図については、資料編　表1-1-3-1を参照）

(3)　要配慮者の安全確保への啓発

介護者や地域住民に対して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児など要配慮者の安全確保への支援についてパンフレットや市広報紙等により啓発普及活動を行う。

(4)　防災に関する講習会及び説明会等の開催

防災に関する講習会及び説明会を開催して防災知識の高揚を図り、予防対策に役立てる。また、男女共同参画の視点からの防災対策について、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、市民が自主的に考える機会を設ける。

(5)　避難所標識及び案内標識の設置

避難所標識や避難所案内標識を設置し、周知を図る。

(6)　防災ビデオ上映会及び展示会等の開催による防災知識の普及

防災に関するビデオ上映会や防災用品等展示会の開催及びビデオの貸し出し等を行い、防災知識の向上及び普及を図る。

(7)　起震車等による防災知識の普及

市は、起震車等を活用し、防災知識の高揚を図る。

(8)　社会教育を通じての啓発

市は、各種のサークル、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会を通じて地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、住民が社会の一員として地域の防災に寄与する意識を高める。

○　また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財の防護活動の普及を図る。

(9)　各種団体に対する啓発

る。

(4) 避難所や食料等の集積場所となった場合の対応

施設が避難所や食料等の集積場所となった場合は、施設の管理者は災害対策本部及びその他関係機関と緊密に連絡調整を図り、施設使用について適切な対応措置をとる。

○3 文化財の応急対策

文化財の応急対策については、次の措置を実施する。

(1) 市民生活対策部等への報告

所有者又は管理者は、文化スポーツ対策部に被災状況を報告する。文化スポーツ対策部は教育対策部に連絡する。

(2) 被害拡大防止のための応急措置

文化スポーツ対策部は、被害状況の把握を行うとともに、前項による被害状況の報告を受けたときは、直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な措置をとるよう指示する。また、必要に応じ、所有者、管理者からの相談や協力要請に応じる。

56、静岡市
H29.2

イ　静岡県第４次地震被害想定の内容
ウ　「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
エ　突発的に地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策
オ　東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識
カ　地震動警報（緊急地震速報）の意義と受信時に取るべき措置
キ　地域、事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性
ク　防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策
ケ　津波、山・がけ崩れ等の危険が予想される地域に関する知識
コ　避難地、避難路その他避難対策に関する知識
サ　住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備
シ　消火、救出・救助、応急手当等に関する知識
ス　避難生活に関する知識
セ　要配慮者及び男女双方の視点への配慮
ソ　安否情報の確認のためのシステム

（2）　手段、方法

パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体等を活用し、地域の実情にあわせたより具体的な手法で普及を図る。特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。

（3）　静岡県地震防災センターによる啓発

静岡県地震防災センターは、地震防災に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに、研修等を開催し、市民及び自主防災組織等の地震防災に関する知識の意識の高揚を図る。その際、相談等に応じ、適切な助言及び指導を行う。

また、地震防災に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行うとともに、インターネットにより必要な情報を提供するほか、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

（4）　社会教育を通じての啓発

教育委員会は、所管の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて普及を図る。また、文化財を地震災害から守り、後世に確実に継承するため、文化財愛護団体の諸活動を通じて文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手づくりに努める。

ア　啓発内容

市民に対する一般的な啓発に準ずる。その他各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

イ　手段、方法

各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

（5）　各種団体を通じての啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて地震防災思想の普及に努める。これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

（6）　防災上重要な施設管理者に対する教育

56,静岡市
H29.2

第14節　緊急輸送活動の確保[建設]

道路管理者は、緊急輸送活動の確保のため他の管理者と協力し、緊急輸送路及び緊急輸送避難路、孤立予想集落に繋がる道路等の主要交通路の早期確保に努めるほか、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。

道路管理者及び港湾管理者は、発災後の道路及び港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第15節　災害廃棄物（がれき・残骸物）の処理体制の整備[環境]

1　市は、災害廃棄物（がれき・残骸物）処理計画を定める。

2　市は、災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

第16節　燃料の確保[財政]

ガソリン、重油、軽油、灯油、ＬＰガス（ボンベ及び器具）等の燃料供給に関し、市と関係団体間の供給協定を締結するなど優先的確保に努める。

第17節　公共土木施設等の復旧用資材の備蓄[建設]

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

第18節　緊急輸送用車両等の整備[財政]

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機等の整備を図る。

○第19節　文化財等の耐震対策[観光]

文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の地震対策については、文化財等の管理の実態を把握し、その耐震性の向上並びに地震による人的被害防止のための安全性の確保を図るために必要な措置を講ずるとともに、文化財等の所有者、管理者等に対し、自ら実施すべき防災対策について必要な指導を行い、諸文化財等の保全に努める。

56, 静岡市
H29.2

1　文化財等の耐震措置の実施

2　安全な公開方法及び避難方法の設定

3　東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備

4　地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備

5　文化財等の搬出又は復旧のための総合支援体制の整備

6　地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

7　文化財の所有者及び管理者の防災意識を高めるとともに文化財保全の技術的指導を努める。

第20節　地震防災応急計画の作成及び指導［消防］

「大規模地震対策特別措置法」第７条で地震防災応急計画の作成を義務づけられている施設又は事業所は、当該計画を作成し、定められた機関に届け出るものとする。受理機関は、その作成指導を行うものとする。

57、浜松市
H29、4

各種団体への啓発	・市は、関係機関と協力し、各種団体を対象に、研修会・学習会等を開催し、地震防災に関する知識の普及及び啓発に努める。 ・研修に際しては、必要な資料の提供やDVD(※3)等の貸出しを行い、それぞれの立場の市民が、地域の地震防災に寄与する意識を高めることができるよう支援する。
ボランティア団体等の組織化の促進及び啓発	・社会福祉法人浜松市社会福祉協議会は、地域のボランティア団体等の組織化を促進し、その連絡会等を通じて地震防災に関するボランティア活動の知識の普及、啓発を図り、災害支援への意識を高める。
文化財に対する防災知識の普及	・市は、文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ、防災指導及び文化財に対する防災知識の普及に努める。また、過去の歴史資料に基づく地震災害史情報を講演会、研修会等によって紹介し、意識啓発を図る。
外国人に対する啓発	・市は、公益財団法人浜松国際交流協会と連携して、外国人住民組織、地域住民組織、企業・事業所等と協力し、外国語版パンフレットの配布や防災に関する研修会、防災訓練の実施等を通し意識啓発を図る。
自動車運転者に対する啓発	・市は、浜松市交通事故防止対策会議と協力し、会議が実施する交通安全運動、また、会議を構成する団体が催す交通安全運転マナーの向上に関する講演会、研修会等を通じ、警戒宣言発令時及び地震発生時において自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。
防災上重要な施設管理者に対する啓発	・市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報受信時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての啓発に努める。
相談窓口	・市は、それぞれの部署において所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応じる。 ・総括的な事項及び特定の事項(建築)に関する相談窓口は次のとおり。 **＜総合相談窓口＞** 危機管理課、区役所の防災担当課、第1種協働センター、ふれあいセンター、消防局、消防署、消防出張所 **＜建築物等相談窓口＞** 本庁の建築担当課(建築行政課及び北部都市整備事務所)

※3 浜松市独自防災啓発映像ほか

57. 浜松市
H29.4

応急住宅	① 市は、応急建設住宅の建設可能敷地を調査し、配置計画等を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備する。 ② 市は、必要に応じ県が借上げた民間賃貸住宅を応急借上住宅として活用することを周知し、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。 ③ 市は、災害時における被災者用の一時的な住居として利用可能な市営住宅の空家把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう、あらかじめ体制を整備する。また、県営住宅等の管理者との協力体制も整備する。

13 緊急輸送活動の確保

○ 市は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握する。

○ 道路管理者及び漁港管理者は、発災後の道路又は漁港の障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画の策定に努める。

○ 緊急輸送が円滑に実施されるようあらかじめ輸送業者と協定を締結するなど体制の整備に努める。

○ 復旧に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

14 公共土木施設等の応急復旧

○ 市は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。

○ 人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化する。

15 文化財等の耐震対策

○ 文化財建築物、文化財所蔵施設の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講じる。

16 救援・救護のための標示

○ 市は、ヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物の屋上への番号標示(※26)に努める。

○ 市は、孤立するおそれがある地域について無線施設等の整備を推進する。

※26 公共建物番号標示/解説・運用6-4

17 情報システムの整備

○ 災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化に努める。

○ 情報のネットワーク化を推進し、関係機関の利用促進を図る。

第6節　災害時避難行動要支援者支援計画

【総括部、福祉支援部、区本部】

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に家族以外の第三者の支援がなければ避難することが困難と考えられる避難行動要

る。また、これら対象物は地盤面下に位置し、かつ、自家発電設備等の中枢機能も設置されていることから、風水害等における浸水防止対策について指導を行い、非常時の電源確保等を図るよう努める。

3　火災予防運動等の実施

○(1)　文化財防火デー

1月26日を中心に、指定文化財施設等に対する火災予防査察、文化財関係者と付近住民との防火・防災講習会や座談会並びに消防訓練などを実施して、地域ぐるみで市内の文化財保護の推進を図る。

(2)　春・秋の火災予防運動

春　3月1日～3月7日（1週間）

秋　11月9日～11月15日（1週間）

火災多発時季を前に、市民の防火意識を高揚させるため、報道機関を通した広報依頼、防火ポスター等火災予防広報資料の配布、消火・避難訓練の実施及び関係者との講習会等を実施する。

また同時に地震等自然災害発生時における防火・避難及び救助等に関する啓発指導にも努める。

(3)　危険物安全週間

6月の第2週（日曜日から土曜日までの1週間）、危険物製造所等における火災、地震等災害の未然防止とともに危険物の安全管理を確保するため、関係事業者に対し、自主保安体制の確立並びに災害発生時の応急措置等について強力な指導に努める。また、これと併せて一般市民に対しても危険物の正しい貯蔵、取扱い等についての啓発に努める。

4　火災予防思想の普及

(1)　市民の自主防火指導

市民の自主防火意識の高揚、災害発生時に対応できる消火技術の習得及び地震等自然災害発生時における危険防止方策等について地域住民への啓発に努める。

(2)　近隣消火協力者使用消火器更新事業の推進

市民が自己の所有する消火器を使用して、近隣で発生した火災の消火活動に協力した場合、当該使用消火器を本市が更新（消火薬剤の詰替えを含む。）していくことにより、火災発生場所の近隣住民による初期消火活動の積極的な実施を図る。

(3)　災害時要援護者の防災指導

災害対応能力の低い高齢者等の安全確保のため、ひとり暮らし高齢者世帯等を戸別訪問して防災指導を実施する。

また、シルバー防火教室の開催など、集団的な防火指導にも努める。

(4)　消防団の活動

消防団予防部員による災害予防活動により、地域住民との密接な連携に努め、火災予防思想の向上に努める。

(5)　防火管理者協議会の育成指導

事業所の防火管理者を中心として、防火管理者相互の連絡調整と防火管理技術の調査研究を行い、効率的かつ高度な防火管理業務の実現を図るため組織された、防火管理者協議会に対し、防火講演会の開催及び情報誌の発行等を通じ、事業所における火災及び地震等の災害の予防を徹底し、自主防火管理体制の充実強化の推進に努める。

58、名古屋市
H29.6

ア　被災児童生徒に対する就学援助

被災児童生徒に対しては、申請により学用品費、通学費、修学旅行費、医療費・給食費等の補助措置を講ずるものとする。

イ　市立幼稚園授業料の減免

市立幼稚園にあっては、申請によりその被害状況の程度に応じて授業料の減免措置を講ずる。

ウ　市立高等学校授業料の減免

市立高等学校にあっては、申請により、基準に基づき授業料の減免措置を講ずる。

5　給食に関する措置

(1) 給食施設・設備、物資納入業者の被害状況を把握するとともに、調理員の人的被害が大きい場合は、臨時的任用を行うなど調理員の確保に努め、給食再開の準備をする。

(2) 給食再開に備え、施設、設備の清掃、消毒や給食調理員の健康診断などを実施し、給食再開可能校から、逐次給食を実施する。

第2　社会教育における応急対策

1　事業休止等応急措置

災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であるとき、所管の長の判断により、下記の措置をとるものとする。

(1) 利用者を安全に避難させるとともに、公所班長を中心に被害状況等情報を集め、明確な指示、的確な措置をとる。

(2) 事業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、施設運営の正常化に努める。

(3) 被害状況に応じ、臨時休館などの措置をとる。

2　災害応急対策

(1) 救援物資の集配場所、応援隊の宿所、遺体の収容場所等の利用や指定避難所の開設に備え、必要な情報の収集にあたるとともに、その準備のため適切な措置をとる。

(2) 避難所生活の長期などに伴う避難者の文化的ニーズに対応するため社会教育施設の機能を生かした避難生活の質的向上に資する事業の実施に努める。

(3) 貴重な指定文化財については、文化財の被災状況を速やかに把握し、文化財の救出、二次的被災による散逸の回避に努める。

59、京都市
H28.11

第２１節　文化財保護体制の整備

■　計画の目的

京都市に数多く存在する文化財建造物や美術工芸品等は，地震によって直接の被害を受ける可能性が大きいだけでなく，その地域の条件によっては，地震後の出火，延焼という二次災害によって文化財そのものが焼損する可能性があり，さらには，未評価の美術工芸品や資料が処分され，散逸するおそれもある。そのため，関係機関，文化財所有者，地域の住民，専門家を含めた総合的な対応を行う必要がある。

■　基本方針

京都市にある文化財は，京都市のみならず，世界の文化遺産であり，このような文化財を地震による直接の打撃と火災から守るため，平常時から関係機関，文化財所有者，地域の住民，専門家が協力して文化財に対する災害予防対策を推進するとともに，災害時には，文化財の保護と修復等に重点をおいた体制を整備する。

1　文化財の災害予防対策

(1)　耐震構造補強の推進（文化財の所有者等）

京都市内の文化財建造物は木造が中心であり，耐震構造補強等により，倒壊等の被害の防止に努める。

(2)　文化財予防対策の研究（文化市民局文化財保護課）

京都市指定・登録文化財建造物の防災対策について，震災の直接被害に対する耐震対策とともに，二次災害としての防火対策も含めて，文化庁の指導を受けつつ，「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」等を参考にしながら必要な対策について研究を進める。

2　美術工芸品等文化財の予防対策

(1)　美術工芸品の転倒，転落防止対策（文化市民局文化財保護課）

京都市内の国宝・重要文化財等の所有者や主要展示施設に対して「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引」を送付し，美術工芸品の保存，展示に際しての注意を喚起するとともに，所有者等からの相談に応じる。

また，京都市には多種多様かつ多数の美術工芸品があり，また，木造建造物内に保管されている場合も多い。保管施設の対策も含め，震災等による転倒，転落防止対策については，今後とも文化庁及び所有者等と協議を行い，必要な対策について検討する。

(2)　美術工芸品等文化財台帳等の整備（文化市民局文化財保護課）

災害による文化財の被害は，災害の種類により，また文化財の材質，形状等によって異なり，緊急的な保存措置等についても柔軟な対応が求められる。

特に，文化財は京都の歴史や文化を物語る貴重な遺産であるという認識のもと，文化財の所在台帳や写真を整備するなど，保存の現状を把握する。また，未指定，未評価の文化財についても所有者への啓発や所在台帳の整備を検討する。

(3)　美術工芸品等文化財の搬出作業の準備の指導（文化市民局文化財保護課）

損壊した建物等から文化財を搬出し，他の施設に移動して保管する場合，搬出作業を円滑に行うためには，日頃から次の点について留意するよう指導を行う。

ア　必要な備品，資材を十分に確保する。特に梱包資材のように大量に必要とするものについて，災害発生時に被災地周辺から集中的に投入できる体制を整備する。

イ　搬出後に適当な一時保管場所を確保しておく。

⇒　第３章　21.1　応急措置を行う
⇒　第３章　21.2　美術工芸品等文化財の緊急保存措置を行う

※　美術工芸品等文化財の予防対策（文化市民局ほか）

3　文化財の火災予防対策

(1)　所有者，管理者等への火災予防指導（消防局予防部）

ア　自主防火管理体制の確立

防火管理者等に対し，自主防火管理体制の確立を指導するとともに，防火研究会，防火座談会等を通じ，防火管理業務の効果的な実践を指導する。

イ　自衛消防体制の充実

消防訓練等を通じ，自衛消防隊を育成し，自主防火体制の強化を図るとともに，付近住民による協力体制の確立，育成等を行う。

ウ　文化財市民レスキュー体制の育成

文化財の近隣の市民が文化財関係者とともに，日常の防火対策や火災発生時の消火，通報，文化財の搬出などの初動活動について連携する文化財市民レスキュー体制に対し，消防訓練等を通じて育成を行う。

エ　防災施設の設置，維持管理

文化財所有対象物について，防災施設の整備拡充やその維持管理の促進を図る。

オ　喫煙，たき火等を制限する区域の指定

文化財所有対象物の建造物の付近やその内部を，喫煙，たき火等を制限する区域に指定し，一般に公示するとともに，各指定区域に制札による掲示を行い，出火防止を図る。

カ　伝統的建造物群保存地区の防火体制

産寧坂，祇園新橋，嵯峨鳥居本，上賀茂の各地区に対し，消火器，住宅用防災機器等の防災施設の設置，維持，建物の防火改修の促進を行うとともに，防火座談会，消防訓練等を通じ，地区ぐるみの自主防火体制の充実強化を図る。

キ　文化財防災マイスターの養成

文化財の近辺で仕事や活動を行っているボランティア観光ガイド等に対して救急講習，防火講習及び文化財防災施設取扱訓練を行い，初期消火や応急手当ができる文化財防災マイスターを養成する。

(2)　文化財等の消防活動対策（消防局予防部）

ア　国宝，重要文化財等に指定された建造物を特別消防対象物（文化財）として指定し，それぞれ現状に応じた特別消防対象物警備計画を樹立運用するとともに，実態把握を行い，現行の防御計画がより効果的に運用されるよう関係計画の整備を図る。

イ　重要な文化財や登録文化財等の建造物について実態把握を行い，消防活動対策上必要となる重点事項を記録し，整備する。

ウ　搬出保護の対象となる文化財等は，文化財保護法により指定を受けた国宝，重要文化財，重要有形民俗文化財，重要な文化財その他の美術工芸品等の文化財等であって，建造物を除き，かつ緊急に搬出しなければ損壊すると認められるものとし，災害時における搬出保護活動のため，平常時からその具体的な方法及び搬出時期について計画を作成する。

エ　文化財対象物の自衛消防体制について，災害時に対処し得るよう，自衛消防隊，文化財市民レスキュー，文化財防災マイスター等と連携協同した消防訓練を通じて育成指導を強化する。

⇒　第３章　21.3　文化財建造物を火災から守る

(3)　文化財と地域を一体としてまもる取組の推進（消防局予防部）

大規模な延焼から文化財をまもるためには，文化財とその周辺地域を一体としてまもる取組が必要であり，地域の景観や環境の保全にも配慮しつつ，延焼防止に有効な機能を持つ街路樹や公園・空地の整備，上水道の断水や停電時にも機能し，延焼防止に必要な水量を供給できる消防水利や消火設備の整備，建築物の耐震化・不燃化等の取組を進める。そのため，関係機関，文化財所有者，地域の住民，専門家による検討体制を整備する。

4　文化財防災の連絡，調整体制の整備（文化市民局文化財保護課）

京都府，市文化財保護課，都市計画局，消防局，京都府警察本部，京都大阪森林管理事務所，文化財保護関係団体による文化財防災対策連絡会を定期的に開催し，相互の連絡，調整や文化財防災の指導，啓発を行う。また，文化財の被災時における連絡会の各機関を結ぶ緊急連絡体制の系統的な確立を図る。

5　文化財防災関係助成（文化市民局文化財保護課）

京都市の貴重な文化財を火災等の災害から守るため，防災施設の設置や維持管理経費に対して補助金を交付しており，今後も防災上必要な事業に助成を行う。

※　資料２－３－２１－１　文化財防災関係の助成制度の概要

6　被災文化財等への対応体制の整備

(1)　文化財の被災調査体制の整備（京都府，文化市民局文化財保護課）

京都府，文化市民局文化財保護課は連携して，被災した文化財に対し迅速な保存や修復の措置が講じられるよう，文化財の被災調査体制の整備を図る。

⇒　第３章　21.4　被災状況を調査する

(2)　**応援要請体制の整備（京都府，文化市民局文化財保護課）**

京都府，文化市民局文化財保護課は，平常時から文化庁と連携して，文化財が被災した場合の応急措置や一時保管などの応急援助や文化財の修復の在り方について検討を進める。

(3)　**文化財専門家との連携体制の整備（文化市民局文化財保護課）**

指定・登録等の文化財に加え，京都市内には未指定あるいは未評価の建造物や美術工芸品，さらには民俗資料，史料等が多く所在し，所有者がその価値を理解していない場合も多いと考えられる。こうした文化遺産は，災害発生後，廃棄物と共に処分され，あるいは市内から散逸していく可能性が高いため，平常時には台帳整理や市民への啓発あるいは市民からの相談を受け，災害発生時には，直ちに文化財の被災調査や訪問聞き取り調査，一時保管の手配などを行う役割を果たす，文化財や歴史の専門家による協力体制の整備を関係機関，学術団体，ボランティア団体等に働き掛けていく。

59. 京都市
H28.11

第２１節　文化財の保護

■　基本方針

京都市には，国宝や重要文化財，府指定，市指定等の文化財が多数存在し，常時多くの参観者の来訪がある。そのため，震災時には，文化財所有者等は参観者等の安全確保に万全を期するとともに，文化財等が被災した場合には，被害が拡大しないように関係機関，地域住民等と連携し，緊急に応急対策を講じ，その保全を図る。また，国，京都府，京都市の文化財保護関係機関は緊密に連携して，被災状況の調査を速やかに行うとともに，未指定文化財等の保護に留意し，他の文化財関係機関，ボランティア団体への応援要請のほか，文化財所有者等に対して適切な指導，助言を行う。

■　実施責任者　：　文化市民部長

■　役割分担

応急対策項目	担　当	分　担　内　容
21.1 応急措置を行う	文化財の所有者等	21.1.1　出火防止の措置を取る 21.1.2　参観者を最寄りの避難所へ避難誘導する 21.1.3　被災者の救助を優先して行う 21.1.4　文化財建造物とその部材の保護に努める
21.2 美術工芸品等文化財の緊急保存措置を行う	文化財の所有者等	21.2.1　被災の程度を記録する 21.2.2　緊急保存を行う 21.2.3　京都府，京都市へ報告する 21.2.4　保全に関し，学芸員，関係団体等に協力を求める 21.2.5　文化財研究所に連絡し，助言，協力を得る 21.2.6　他の施設に移動して保管する
21.3 文化財建造物を火災から守る	消防部市民班 文化財の所有者等	21.3.1　文化財に対する消火・延焼防止活動を行う
21.4 被災状況を調査する	京都府，文化市民部文化財対策班	21.4.1　所有者等から災害原因，被害の概要等必要な事項の報告を求める 21.4.2　職員を現地に派遣して状況の的確な把握に努める 21.4.3　消防部と連携する
	文化市民部文化財対策班	21.4.4　市民への啓発と相談窓口の設置
21.5 応援を要請する	文化市民部文化財対策班	21.5.1　文化庁に応急措置や一時保管等の応急援助を要請する 21.5.2　文化財専門ボランティア団体等に応援を要請する
21.6 文化財を修復する	文化庁，京都府，文化市民部文化財対策班	21.6.1　被災文化財等の修復について技術的指導を行う
	京都府，文化市民部文化財対策班	21.6.2　修理事業等に対する補助を行う

21.1 応急措置を行う

21.1.1　出火防止の措置を取る（文化財の所有者等）

地震時には，文化財の所有者や関係者は，自らの身の安全の確保を図った後，巡回し，火気使用場所の点検等の出火防止措置を実行する。

21.1.2　参観者を最寄りの避難所へ避難誘導する（文化財の所有者等）

地震時には，文化財の所有者，管理責任者，関係団体（以下「所有者等」という。），関係者は，見学者，参拝者，参詣者（以下「見学者等」という。）に対し，瓦等の落下物に注意しながら，速やかに最寄りの避難場所等安全な場所に避難させ，消防機関等の指示に従うよう誘導する。

21.1.3　被災者の救助を優先して行う（文化財の所有者等）

地震によって文化財建造物等が被害を受け，これにより被災者が生じた場合には，文化財の所有者等は，被災者の救助を優先して行う。

59、京都市
H.28.11

21.1.4　文化財建造物とその部材の保護に努める（文化財の所有者等）

文化財の所有者や関係者は，文化財建造物とその部材の保護に努めるとともに，必要な場合には次のような措置を行う。

（文化財建造物とその部材の保護の方法）

ア　文化財建造物等に延焼の危険がある場合

消火活動に努め，延焼により焼失が確実と思われる場合には，当該文化財建造物等の解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとる。

イ　文化財建造物が地震により大きく破損した場合

(ｱ)　危険部分を撤去・格納すると同時に，雨水の浸透を防ぐために破損部分を防水シートで覆う。

(ｲ)　軒先の垂れ下がりに対しては，支柱等で支持すると同時に，危険部分に立入制限の措置を取る。

(ｳ)　破損部分が公共道路等をふさぎ，周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には，速やかに部材等の解体あるいは撤去を行う。

ウ　文化財建造物の主要な構造部分が地震により大きく傾斜した場合

支柱やワイヤー等で一時的に支持すると同時に，全体に立入制限の措置をとる。

21.2 美術工芸品等文化財の緊急保存措置を行う

21.2.1　被災の程度を記録する（文化財の所有者等）

文化財の所有者等は，災害発生時には，文化財の所在場所や被災の実態を写真，ビデオ，図示等で的確かつ詳細に記録する。

21.2.2　緊急保存を行う（文化財の所有者等）

文化財の所有者等は，文化財の保存のため緊急の必要があるときは，次のような緊急保存措置を行う。

（文化財の緊急保存措置）

ア　転倒，落下等によって損傷した場合

損傷の状況を写真等で記録したうえ，破片等を慎重にもれなく集めて袋や箱などの容器に個体別に収納して保管するとともに，容器には破損した文化財の一部であることを明記する。

イ　火によって損傷した場合

素材が非常に脆くなっている場合が多いため，原則として手を触れることなく，その取扱いについて早急に専門家の助言を求める。煤，汚れなどを清掃することは避けるべきである。

ウ　水によって損傷した場合

水を含んで重量が増加し構造的に弱くなっているため，注意しながら取扱いに便利な場所へ移動する。その後は，カビの発生に注意しながら低温の環境を保つ。

その際，並行して汚れや泥を落とし，水分を除去する必要のある文化財もあるが，材質によってその扱いは一様ではないため，専門家に相談するなどの対応を取る。

エ　損壊した建物等から文化財を搬出し，他の施設に移動して保管する場合

(ｱ)　搬出作業の実施に当たっては，あらかじめ現場の下見を行う。その際，作業者の安全と搬出の必要がある文化財の現状や搬出の経路を確認し，効率的に作業が行えるように交通輸送手段，建物への進入手段，搬出した文化財や資材等の置場などを確保する。

(ｲ)　搬出時には，被災した文化財の取扱いに慎重を期しながら，その員数を確認し，写真等でその状況を記録する。

21.2.3　京都府，京都市へ報告する（文化財の所有者等）

文化財の所有者等は，文化財の指定，登録の区分に応じて文化財の被災状況を京都府・京都市に報告する。

21.2.4　保全に関し，学芸員，関係団体等に協力を求める（文化財の所有者等）

文化財の所有者等は，文化財の保全に関する取扱いや保存の知識がある学芸員，関係団体等に協力を求め対応する。

21.2.5　文化財研究所に連絡し，助言，協力を得る（文化財の所有者等）

災害による文化財の被害の中でも，とりわけ火や水による損傷は早急かつ適切に対応しなければならず，専門家と十分に協議して対応する必要があるため，火，水等による損傷が生じた場合の緊急の対応については，必要に応じて独立行政法人文化財研究所（東京，奈良）に連絡し，助言，協力を求める。

21.2.6　他の施設に移動して保管する（文化財の所有者等）

損傷した建築物等から文化財を搬出し，他の施設に移動して保管する場合，搬出作業の実施に当たっては，基本的に「21.2.2(文化財の緊急保存措置　エ)」の手順で行う。

21.3 文化財建造物を火災から守る

文化財建造物には木造のものが多く，迅速な行動が火災防御の基本である。特に大規模な建築物やひわだ葺き等の植物性屋根などは延焼速度が速いため，早期注水が防御活動のポイントとなる。また，消防隊が到着できない可能性もあるため，消防団，文化財所有者等の消火活動も必要となる。

21.3.1　文化財に対する消火・延焼防止活動を行う（消防部市民班，文化財の所有者等）

（文化財建造物に対する火災防御の原則）

ア　火災の初期の段階では，速やかに燃焼部位を確認する。
イ　その状況に応じて最も有効な消火方法を用いて火災の一挙鎮圧を図る。
ウ　屋内進入が可能な場合は，建物の内壁や小屋裏，廊下等及び収容されている重要文化財等を火災防御重点箇所として，火災の拡大防止と収容されている重要文化財等への延焼防止を図る。
エ　火災が最も盛んな時期においては，火勢の制圧と並行して周囲への延焼拡大防止を重点的に行う。
オ　文化財建造物内には美術品等の文化財が収蔵されている場合が多いため，消火活動により収蔵物の破損や汚損のおそれがある場合には，状況に応じて収蔵物を移動又は防水シート等により保護する。
カ　文化財建造物の周囲で火災が発生したとき，当該建造物への延焼防止を図る。

21.4 被災状況を調査する

21.4.1　所有者等から災害原因，被害の概要等必要な事項の報告を求める（京都府，文化市民部文化財対策班）

京都府，文化市民部文化財対策班は連携して，災害により被害が発生した指定・登録文化財等（火災による被害の場合は，消防部と連携）について，所有者等から災害原因，被害の概要等必要な事項の報告を求める。

（調査・把握すべき事項）

ア　被災文化財等の種類（国宝・重要文化財・史跡・名勝・天然記念物等の別，美術工芸品・建造物・民俗文化財等の種類の別）
イ　被災文化財等の件数（各文化施設・社寺・個人・企業等所有形態ごと）
ウ　被災の程度（被災額，修復の可否）と応急措置の状況
エ　その他必要な事項

21.4.2　職員を現地に派遣して状況の的確な把握に努める（京都府，文化市民部文化財対策班）

京都府，文化市民部文化財対策班は連携して，指定・登録文化財等の被災状況等を調査するため，職員を現地に派遣して状況の迅速・的確な把握に努める。

21.4.3　消防部と連携する（京都府，文化市民部文化財対策班）

京都府，文化市民部文化財対策班は，文化財が火災により被害を受けたとき，消防部と連携して被災の状況等を調査する。

21.4.4　市民への啓発と相談窓口の設置（文化市民部文化財対策班）

文化市民部文化財対策班は，市民に美術工芸品，民俗資料，史料等の保護を訴えるとともに，修理，保存等の相談窓口を設置する。

21.5 応援を要請する

21.5.1　文化庁に応急措置や一時保管等の応急援助を要請する（文化市民部文化財対策班）

文化市民部文化財対策班は，被害が甚大であるなど京都市に所在する文化財に対する緊急対応が困難な場合，文化財の廃棄，散逸を防止するため，必要に応じて京都府を通じて文化庁に対して応急措置や一時保管などの応急援助等を要請する。

21.5.2　文化財専門ボランティア団体等に応援を要請する（文化市民部文化財対策班）

指定文化財等の保護だけでなく，未指定の文化財，史料等の廃棄，散逸の防止のために，緊急の調査や受入体制が必要となるため，文化市民部文化財対策班は，専門知識を有する京都市職員の臨時的な体制を構築するとともに，文化財の専門知識を有するボランティア団体に応援を要請する。

21.6 文化財を修復する

21.6.1　被災文化財等の修復について技術的指導を行う（文化庁，京都府，文化市民部文化財対策班）

文化庁，京都府，文化市民部文化財対策班は，災害を受けた指定文化財等の修復について，文化財の所有者等に対して必要な技術的指導を行う。

21.6.2　修理事業等に対する補助を行う（京都府，文化市民部文化財対策班）

京都府，文化市民部文化財対策班は，必要があると認めるときは，文化財の修理事業等に対して補助を行う。

59. 京都市
H28.11

3.2.3　資金確保等の支援を行う（産業観光部）

産業観光部は，被災中小企業等の支援のため，京都市の各中小企業向け融資制度による融資を的確かつ迅速に実施する。また，必要に応じて国，京都府等に対して緊急の金融対策，信用保険の特例等の措置が講じられるよう要請を行う。

※　資料４－３－１　京都市の中小企業向け融資制度について

3.2.4　仮設工場，共同仮設店舗等を設置する（産業観光部）

産業観光部は，都市計画部と連携して，中小企業等向け仮設工場や共同仮設店舗等の設置を調整し，早期事業再開を支援する。

3.2.5　地元中小企業等への優先発注を要請する（本部長）

本部長は，各部等に対し，地元中小企業等への優先的な発注を指示し，早期事業再開を支援する。

3.2.6　被災労働者に対する支援を要請する（本部長）

本部長は，市内主要企業・経済団体等に対して，被災労働者の優先雇用を要請する。また，国，京都府に対して被災労働者雇用の緊急措置を実施するよう要請する。

3.3　観光産業への支援を行う

○　観光・集客産業は，京都市の経済や市民生活を支える重要な産業であるが，災害による市内の文化財や交通機関等の被害により，長期にわたり大きな影響を受けるおそれがある。

このため産業観光部は，観光地としての都市イメージの回復を図るべく，観光関連団体等と連携して次のような対策を実施する。

3.3.1　国内外に向けて復旧情報を発信する（産業観光部）

産業観光部は，総合企画部と連携して，国内外の旅行代理店，報道機関，観光関係団体，行政機関等に向けて観光産業関連の復旧情報を発信し，国際観光都市・京都の復旧支援を呼び掛ける。

また，海外向けの観光情報紙等に対し，復旧情報を提供し，海外からの観光客の集客を図る。

（観光産業関連の復旧情報）

○
ア　宿泊施設，観光施設の営業状況
イ　文化財等観光資源の公開状況，復旧状況
ウ　コンベンション施設等の営業状況，復旧状況等

3.3.2　コンベンション等の誘致を行う（産業観光部）

産業観光部は，京都の復旧支援のため，京都におけるコンベンション等の開催を誘致し，コンベンション参加者等に対して，京都の復旧情報を提供する。さらに，内外のコンベンション専門雑誌等へ復旧情報記事を提供する。

また，各局等は，各地で開催されるコンベンション等に参加し，積極的に京都の復旧支援を呼びかける。

3.3.3　観光イベント，キャンペーン等を開催する（産業観光部）

産業観光部等は，観光都市・京都の復旧状況を国内外の人々に認識してもらうことを目的として，観光イベント，キャンペーンを実施する。また，観光関連団体等が開催するイベント，キャンペーン等に協力する。

第３節　災害復旧

■　基本方針

○ 南海トラフ地震は，広域的な震災であり，長期にわたる広域的経済被害による影響が京都市経済や市民生活に及ぼす間接的な被害も考慮し，京都の特徴である観光・商業・サービス業などの産業の復興のため，文化財，景観，伝統産業などの再生を明確に位置付け，近畿圏の広域的な取組の中で復興を進める必要がある。国や関係府県市と連携を図りながら，「第４章　災害復旧計画」に定めるところにより，災害復旧事業を実施する。

■　実施責任者　：　本部長

■　役割分担

復旧対策項目	担　当	分　担　内　容
1　市民生活の復旧を図る	区本部，消防部	1.1　り災証明書を発行する
	各部，区本部，関係機関	1.2　生活再建の各種援助を実施する
2　産業の復旧を図る	産業観光部，文化市民部	2.1　物価の安定・物資の安定供給対策を行う
	産業観光部	2.2　中小企業等への支援を行う 2.3　観光産業への支援を行う
3　都市施設の復旧を図る	各部	3.1　災害復旧計画を作成する 3.2　災害復旧事業を行う

1　市民生活の復旧を図る

1.1　り災証明書を発行する（区本部，消防部）

区本部，消防部は，災害救助法による各種の救助活動や市税の減免措置等の援助活動を実施するため，地方自治法第２条に定める防災に関する事務の一環として，「第４章　災害復旧計画　第２節　市民生活の復旧」に定めるところにより，り災証明書を発行する。

⇒　第４章　2.1　り災証明書を発行する

1.2　生活再建の各種援助を実施する（各部・区本部，関係機関）

各部等は，「第４章　災害復旧計画　第２節　市民生活の復旧」に定めるところにより，災害によって被害を受けた市民が速やかに再起自立するように，既存制度を活用して被災者に対して生活再建のための各種援助を実施する。

⇒　第４章　2.2　被災者の生活を援助する

⇒　第４章　2.3　被災者生活再建支援金の支給を行う

2　産業の復旧を図る

2.1　物価の安定・物資の安定供給対策を行う（産業観光部，文化市民部）

産業観光部は，経済関係団体と連携し，被災店舗等の営業状況を調査するとともに，被災企業の早期営業再開，物資安定供給を要請する。

文化市民部は，災害発生後の物価の監視を行うとともに，便乗値上げの是正指導を行う。

⇒　第４章　3.1　物価の安定・物資の安定供給対策を行う

2.2　中小企業等への支援を行う（産業観光部）

産業観光部は，被災企業，特に経営基盤が脆弱な中小企業に対し，関係機関や団体等と連携して，各種の相談業務や早期事業再開のための資金援助等を行い，被災企業に対する早期事業再開を支援する。

⇒　第４章　3.2　中小企業等への支援を行う

2.3　観光産業への支援を行う（産業観光部）

産業観光部は，観光地としての都市イメージの回復を図るため，観光関連団体と連携して，観光産業への支援を行う。

⇒　第４章　3.3　観光産業への支援を行う

59 京都市
H28.11

資料２－３－２１－１　文化財防災関係の助成制度の概要

１　防災施設設置補助（文化市民局）

（平成28年7月1日現在）

補助金名	京都市指定文化財等補助金
対象事業	警報設備，消火設備，避雷設備，防犯設備の設置工事 保護さく，擁壁又は排水施設の設置工事等 建造物にあっては消防防災道路設置
補 助 率	・京都市指定文化財　補助率２分の１以内 ・京都市登録文化財　補助率３分の１以内 （義務設置又は消防局から勧告のあった場合は３分の２以内） ・市内にある京都府指定・登録文化財　補助率６分の１以内（裏打ち補助）
限 度 額	・京都市指定文化財　単年度当たり５００万円（建造物にあっては１，０００万円） ・京都市登録文化財　単年度当たり３００万円（建造物にあっては　５００万円） ・京都府指定文化財　単年度当たり１６６万円（建造物にあっては　３３３万円） ・京都府登録文化財　単年度当たり１５０万円（建造物にあっては　２５０万円）

２　防災施設維持管理費補助（文化市民局）

補助金名	京都市指定・登録文化財維持管理費補助金
対象事業	防災施設設置後の維持管理（保守点検）に要する費用
補 助 率	維持管理に要する事業費の２分の１以内
限 度 額	１事業者に対し，５０万円

60. 大阪市
H28.9

第２４節　文化財の応急対策

２４－１　文化財の応急対策

指定文化財の所有者又は管理責任者が被災状況を調査し、その結果を府教育委員会に報告する場合に、市教育委員会はこれに協力する。

市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会とともに所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるように指導・助言を行う。

61. 堺市
H26. 12

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

６　電線共同溝の整備（近畿地方整備局、府、市）

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、電線共同溝の整備を計画的に進める。

収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

(1) 電線共同溝（C・C・BOX）は、２以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

第３　市の施設

【危機管理室、各施設管理者】

市の施設については、防災の観点から次の事項について留意する。

１　施設利用者の安全確保

火災、地震等の発生時の「施設利用者の安全」を第一に考え、避難誘導マニュアルなど施設利用者の安全確保のために必要な規定及び体制を整備する。

２　体制の整備

非常時における各職員及び施設利用者の役割及び行動について、各施設の内容に応じた実践的な想定を踏まえ、職員及び利用者に対する定期的な訓練の実施を推進する。

３　防災点検の実施

危険物等の引火性物資の安全管理、施設建物及び壁・塀等の耐震・耐火性能の調査・補強、防災設備の作動点検等を行い、平常時から危険排除に努める。

４　施設の整備

市の施設は、地震等の災害時において、利用者及び職員の安全を確保するため、耐震性能の確保を図る。特に市立幼・小・中・高等・支援学校の施設については、幼児・児童・生徒の安全確保はもちろん、指定避難所としての機能を踏まえた整備・保全に努める。

○ 第４　文化財

【文化観光局】

市（文化財課）及び関係機関は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、

61. 堺市
H26.12

防災設備等の整備を図る。

1　住民、文化財の所有者又は管理者等に対する防災意識の普及と啓発

2　予防体制の確立及び防災設備の整備

(1) 初期消火の確立及び地域住民との連携

(2) 防災関係機関との連携

(3) 消防用設備等の設置促進及び点検管理の指導

(4) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進の指導

61. 堺市
H26.12

ど、津波避難をはじめ、様々な災害に対し、より効果的な防災教育を推進する。

(1)　教育の内容

ア　気象、地形や地震、津波、風水害などの災害についての正しい知識

イ　緊急地震速報等の各種防災情報についての知識

ウ　地域の危険箇所や身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法

エ　備蓄、非常持出し品や家具の固定等家庭での安全対策についての知識

オ　ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2)　教育の方法

ア　防災週間等を利用した訓練の実施

イ　各種防災教育用資料、ＤＶＤの活用

ウ　特別活動等を利用した教育の推進

エ　防災教育啓発施設の利用

オ　防災関係機関との連携

カ　緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用

キ　自主防災組織、ボランティア等との連携

(3)　教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4)　学校における防災教育の手引き

「防災教育指導の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

(5)　校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

第３　災害教訓の伝承

【危機管理室】

市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料を広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

○第４　文化財所有者等に対する普及啓発

【文化観光局】

市及び府は、市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚を図る。

61.堺市
H26.12

1　文化財防火デーの実施
2　防災訓練の実施
3　啓発冊子等の配布

61. 堺市
H26.12

（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

2　就学援助等の措置

教育委員会は、被災により財産を失い、就業させることが困難となり、また学費の支弁が困難となった児童・生徒の保護者に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

府は、私立学校等の行う就学援助に対して支援するよう努める。

3　幼児・児童・生徒の健康管理

教育委員会及び校園長は、被災幼児・児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども相談所等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

○第６　文化財の応急対策

【文化観光局】

指定文化財等の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市（文化財課）を経由して府教育委員会、文化庁に報告する。

市（文化財課）は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言する。

62. 神戸市
(防災データベース 目次 共通編)
H29.8

③ 危険物・コンビナート施設

可燃性・毒性高圧ガスタンク及び石油コンビナート等特定事業所内の大規模タンクはいずれも浸水深3mに満たない地域にあるため、タンク本体に津波による被害が発生する可能性は小さい。

また、県内の可燃性・毒性高圧ガスタンクは、国の耐震設計基準の対象設備については全て基準に適合している。石油類の屋外貯蔵タンクは、規模の大小を問わず耐震性を確保することが求められており、耐震改修を要する容量500kl以上のタンクは平成29年3月末までに全て改修を終える予定である。

このうち、浮屋根構造を持つ大規模な石油タンクでは、長周期地震動により石油があふれ出し、あるいは屋根の摩擦による出火が発生する場合があるが、県内の浮屋根式タンクは、ほぼ新基準に適合しており、未適合のものも改修を終えるまでの間は貯蔵量を減らしているため、県内でこうした被害が発生する可能性は小さい。

	震度6強以上の地域	最大浸水深が50cm以上の地域
高圧ガス第1 種製造所	88	24
石油コンビナート等特定事業所	14	2

○ ④ 文化財

県内の約1,000の文化財の一部は強震動のエリアや浸水域内に存在することから、倒壊、転倒・落下防止、浸水対策などが必要となる。

	震度6強以上の地域	最大浸水深が50cm以上の地域
文化財	73	27

※文化財･･･国・県指定文化財（有形）、国登録文化財、県登録文化財

⑤ ため池

県内のため池数は約38,000箇所で全国一多く、特に約半数を占める淡路地域では震度7、震度6強のエリアに多数のため池が存在する。地震動による堤防の決壊が発生すると、下流域の宅地、公共施設、農地等へ甚大な被害が発生する可能性があることから、耐震調査やその結果に基づく計画的な対策及び改修が必要である。

63.岡山市
H29.3

上で使用する。

○ ② 文化財

ア 被害状況の把握

文化財等の所有者又は管理団体等に対し、被害の状況等必要な事項の報告を求めるとともに、必要に応じて職員を現地に派遣して状況の迅速かつ的確な把握に努める。

イ 避難

文化財建造物、記念物等で強い地震等にあった場合、余震等による文化財建造物の倒壊、記念物斜面地の崩落等が発生する場合があるため、速やかにその外に避難する。

ウ 文化財等が被害を受け、これにより被災者が生じた場合にはその救助を優先して行うこととし、その上で文化財等の所有者、管理団体等は文化財等とその部材の保護に努める。文化財等に延焼、二次災害の発生等のおそれがある場合は、消火活動、危険部分の撤去、立入り制限等の危険防止措置に努める。

しかし、延焼により焼失が確実と思われる場合や周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとる。

63.岡山市
H29.3

次表の額以上のもの

区　　分	金　　額
幼 稚 園	２０万円
盲学校，ろう学校，養護学校	３０万円
小学校，中学校	５０万円
高等学校	７０万円
短期大学	８０万円
大　　学	１００万円

（注）１　対象となる経費は，災害の復旧に要する工事費と事務費であり，復旧内容，適用除外については，公立学校施設災害復旧事業とおおむね同じである。
２　日本私学振興財団において，私立学校に対して災害復旧資金の融資を行う。

10　その他文教施設の災害復旧事業

○ **(1)　文化財災害復旧事業**

文化財等の所有者または管理団体等が行う災害復旧工事，保存修理，防災施設，火除地設定，消防道路設置などについては，その事業費に対し国などの補助が得られる。

①　国宝重要文化財等保存整備費補助金
文化財保護法による重要文化財，重要有形民俗文化財，史跡，名称，天然記念物，重要伝統的建造物群の災害復旧等に対し，事業費の最高 85%の国庫補助がなされる。

②　文化財保護費等補助金
岡山県文化財保護条例による文化財等（県指定文化財）の災害復旧等に対し，事業費の１／２以内（補助事業者が市町村の場合は１／３以内）の県費補助がなされる。

③　岡山市指定文化財
岡山市文化財保護条例による文化財等（市指定文化財）の災害復旧等に対し，事業費の最高 80%の市の補助がなされる。

(2)　公立学校，教職員住宅の災害復旧事業

公立学校の校長，教員，職員のための住宅，宿舎であって，現に校地内に所在するもの及び機能的に同一校地内とみられる位置にあるもので，教育上，学校管理上の理由により引き続き原位置に存置する必要のあるものの災害復旧事業について，公立学校施設の災害復旧事業に準じて国庫補助がなされる。

11　社会福祉施設災害復旧事業

社会福祉施設の災害復旧事業を円滑に実施するため，国は予算の範囲内で補助する。

社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の協議について　　(H16. 3. 12　社援発第 0312020 号)
総理府及び厚生省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の一部改正について
(H13. 1. 5　会発第７号　厚生省大臣官房会計課長通知)

(1)　対象施設

①　保　護　施　設：救護施設，更生施設，宿所提供施設，授産施設
②　老人福祉施設：特別養護老人ホーム，養護老人ホーム，軽費老人ホーム，老人福祉センター，老人デイサービス施設，老人短期入所施設，老人介護支援センター
③　身体障害者更生授産施設：身体障害者更生施設，身体障害者療護施設，身体障害者授産施設，身体障害者福祉センター，補装具製作施設，視聴覚障害者情報提供施設，身体障害者福祉ホーム
④　婦人保護施設：婦人保護施設，婦人相談所
⑤　知的障害者援護施設：知的障害者更生施設，知的障害者授産施設，知的障害者通勤寮，知的障害者福祉ホーム
⑥　児童福祉施設：助産施設，乳児院，母子生活支援施設，保育所，児童厚生施設，児童養護施設，知的障害児施設，知的障害児通園施設，盲ろうあ児施設，肢体不自由児施設，重症心身障害児施設，情緒障害児短期治療施設，児童自立支援施設，児童家庭支援センター
⑦　母子福祉施設：母子福祉センター，母子休養ホーム
⑧　母子保健施設：母子健康センター
○　その他の社会福祉施設等
社会事業授産施設，隣保館，生活館，盲人ホーム，地域福祉センター，社会福祉士養成施設，介護福祉士養成施設，へき地保健福祉館，在宅複合型施設，市町村障害者生活支援センター，知的障害者福祉工場，児童相談所，一時保護所，在宅知的障害者デイサービスセンター，職員養成施設，心身障害児総合通園センター，へき地保育所，重症心身障害児通園事業施設

(2)　適用除外

①　１つの施設の災害復旧事業費が 80 万円(保育所については 40 万円)に満たないものは除外される。
②　明らかに設計の不備または工事施工の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの
③　著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
④　緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの

64. 広島市
（震災対策編）
H29.3

6　**文化財及び文化施設等の耐震性の向上**《市有建築物管理担当課、都市整備局建築指導課、各区建築課》

文化財及びこれらを収容する博物館、資料館、美術館等の建築物について、耐震診断や耐震補強をはじめとした各種の耐震対策を推進・指導する。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

特に、世界遺産に指定された原爆ドームについては、保存整備計画に基づく調整を行い、地震に対する保存措置を講じる。

第2　付属設備等の改修促進

1　ブロック塀等の改修促進《都市整備局都市計画課・建築指導課、各区建築課》

(1)　点検・指導

ブロック塀や石塀等の倒壊による被害を防止するため、建築物防災週間等に点検査察を実施し、改善指導を行う。また、所有者による自主的な点検補強が図られるよう技術的な相談及び指導並びにパンフレット等による啓発を行い、危険なブロック塀等の改修促進に努める。

(2)　建築・緑地協定制度及び地区計画制度の活用

建築・緑地協定制度及び地区計画制度の市民への普及に努めるとともに、これら制度の活用により、ブロック塀等の高さ制限や生け垣の整備を促進し、ブロック塀等の倒壊による人的被害の防止を図る。

2　屋外広告物・外装材等の落下防止《都市整備局都市計画課・建築指導課》

屋外広告物・外装材等の破損落下や飛散による被害を防止するため、建築物防災週間等を活用して、その実態を把握し、危険なものについては改善指導に努めるとともに、所有者及び管理者に対して維持管理を徹底するよう指導する。

3　家具の転倒防止《都市整備局建築指導課、危機管理室災害予防課》

家具の移動や転倒による被害を防止するため、家具の転倒等による被害防止策の必要性を市民に周知するとともに、家具の固定方法や配置等について情報提供に努める。

第3　建築物の防災性能の向上〔「災害に強い市民活動の推進」関連事業〕《都市整備局建築指導課、各区建築課》

地震時の二次災害である火災による被害の拡大を防止するため、主として次の対策を推進する。

1　特殊建築物の定期報告

百貨店や劇場など不特定多数の人が利用する一定規模以上の特殊建築物について、防災上、避難上の安全確保の維持管理を周知徹底するため、定期報告書の提出を義務付ける。

2　防災査察と改善指導

既設の特殊建築物について防災査察を実施し、防災上、避難上の安全確保の改善指導を行い、建築物の維持管理の周知徹底を図る。防災改修を行う者に対しては、他の行政機関による指導と連携して適切な改修が図られるよう指導・助言を行う。

64. 広島市
(震災対策編)
H29.3

5　**学校給食の措置**《教育委員会施設課・健康教育課・教職員課・各学校》

(1)　給食施設・設備、給食関係職員、物資納入業者等の被害状況について、速やかに調査し、関係機関との連絡を密にし、復旧に全力をあげる。

(2)　給食の実施が可能な学校から給食を再開する。給食の再開に当たっては、施設・設備の清掃消毒や給食関係職員の健康診断を実施し、感染症のまん延防止等保健衛生対策に万全を期する。

なお、給食施設を被災者炊出し用に使用しなければならなくなった場合は、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

6　**高等学校生徒等の災害応急対策への協力**《各高等学校》

高等学校において、登校可能な生徒を、必要に応じて教職員の指導監督の下に学校の施設・設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導することができる。

7　**授業料等の減免**《教育委員会学事課》

市立幼稚園及び市立高等学校の園児・生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料等の減免措置を講じる。

8　**指定避難所（生活避難場所）としての対策**《教育委員会施設課》

(1)　市教育委員会は、指定避難所（生活避難場所）に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。また、市災害対策本部は、指定避難所（生活避難場所）となる学校等に対しては、最優先に被災建築物応急危険度判定を行うものとする。

指定避難所（生活避難場所）の運営については、自主防災組織、区職員及び施設管理者である教職員等が連携して、施設・設備の保全に努め、学校の応急教育活動に支障を及ぼさない範囲で、避難者のより快適な生活に資するよう、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2)　市教育委員会は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市災害対策本部と必要な協議を行い、的確な応急教育が行えるよう、避難所の規模の縮小又は早期の撤去について調整する。

第３　社会教育における応急対策

1　**利用者への措置等**《市民局生涯学習課、教育委員会青少年育成部育成課》

災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であると施設の長が判断したときは、速やかに事業を休止し、利用者に対する安全措置を講じるとともに、被災状況を速やかに把握し、応急修理を行う。

2　**地域の避難場所となる場合の対策**《市民局生涯学習課、教育委員会青少年育成部育成課》

公民館等社会教育施設の管理者は、避難場所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

○3　**文化財対策**《市民局文化振興課》

(1)　文化財が被災した場合、所有者又は管理者に対し、消防機関等に通報させるとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告させる。

(2)　市教育委員会は、前項の報告を受けたときは、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示するとともに、国指定文化財及び県指定文化財については、県教育委員会に被災状況を報告し、市指定文化財については、広島市文化財審議会の意見に基づいて所要の措置を講じる。

（資料編）　３－２２－１　指定文化財一覧表

64. 広島市
(基本・風水害対策編)
H29.3

(2) 給食の実施が可能な学校から給食を再開する。給食の再開に当たっては、施設・設備の清掃消毒や給食関係職員の健康診断を実施し、感染症のまん延防止等保健衛生対策に万全を期する。

なお、給食施設を被災者炊出し用に使用しなければならなくなった場合は、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

6 **高等学校生徒等の災害応急対策への協力**《各高等学校》

高等学校において、登校可能な生徒を、必要に応じて教職員の指導監督の下に学校の施設・設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導することができる。

7 **授業料等の減免**《教育委員会事務局学事課》

市立幼稚園及び市立高等学校の園児・生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料等の減免措置を講じる。

8 **指定避難所（生活避難場所）としての対策**《教育委員会事務局施設課》

(1) 市教育委員会は、指定避難所（生活避難場所）に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。また、市災害対策本部は、指定避難所（生活避難場所）となる学校等に対しては、最優先に被災建築物応急危険度判定を行うものとする。

指定避難所（生活避難場所）の運営については、自主防災組織、区職員及び施設管理者である教職員等が連携して、施設・設備の保全に努め、学校の応急教育活動に支障を及ぼさない範囲で、避難者の快適な生活に資するよう、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2) 市教育委員会は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市災害対策本部と必要な協議を行い、的確な応急教育が行えるよう、指定避難所（生活避難場所）の規模の縮小又は早期の撤去について調整する。

第3 社会教育における応急対策

1 **利用者への措置等**《市民局生涯学習課、教育委員会事務局青少年育成部育成課》

災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であると施設の長が判断したときは、速やかに事業を休止し、利用者に対する安全措置を講じるとともに、被災状況を速やかに把握し、応急修理を行う。

2 **地域の避難先となる場合の対策**《市民局生涯学習課、教育委員会事務局青少年育成部育成課》

公民館等社会教育施設の管理者は、避難先に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

3 **文化財対策**《市民局文化振興課》

(1) 文化財が被災した場合、所有者又は管理者に対し、消防機関等に通報させるとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告させる。

(2) 市教育委員会は、前項の報告を受けたときは、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示するとともに、国指定文化財及び県指定文化財については、文化庁及び県教育委員会に被災状況を報告し、市指定文化財については、広島市文化財審議会の意見に基づいて所要の措置を講じる。

（資料編） 3－22－1 指定文化財一覧表

65. 北九州市
H30. 1

第４節　建築物等の災害予防

風水害、大火等による建築物等の被害を予防し、災害をできる限り少なくするため建築物等の耐火性及び防災施設の拡充を図るための計画である。

第１　実施担当機関

市民文化スポーツ局、建築都市局、教育委員会

第２　都市構造における防災化の推進

1　都市計画マスタープランの策定
「都市計画マスタープラン」の策定にあたっては、防災まちづくりの措置方針を位置付ける。

2　都市再開発等面的な整備においては、市民の理解と協力を得て、中長期的に都市防災構造化対策を進める。

3　地元組織の積極的活動への指導
市街地再開発事業、土地区画整理事業の推進は、市民参加のもとに行われるものであり、再開発、区画整理による市街地整備が防災につながることを十分理解し、積極的に事業を推進する意欲を喚起する運動を展開する。

第３　市街地再開発事業、土地区画整理事業の推進

1　都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）を適用し、市街地中心部の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を積極的に推進する。

2　土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）を適用し、健全な市街地の造成を図ることにより、面的な都市基盤整備と併せて建物更新が図られる土地区画整理事業を積極的に推進する。

第４　教育施設の不燃化建築促進対策

1　不燃性及び耐用年数、維持管理を考慮した建築物の採用に努める。また、木造建築施設については建築基準法及び消防法により規定された事項を遵守し、配置構造の点でより以上に防災面を織り込んだものとする。

2　有形文化財を失火、漏電、山火事、落雷等の災害から守るためにドレンチャー式工事の計画、避雷針の整備促進を図る。

65、北九州市
1-130、1

1　教育委員会は、各学校の教員不足数の状況により一時的な教員組織の編成替え、出務等を指示するものとする。

2　教員免許所有者で現に教職にたずさわっていない者の中から随時派遣するものとする。教育委員会はその名簿を備えておくものとする。

第 10　災害後の環境衛生の確保

1　校舎内外の清掃

災害（特に水害）を受けた学校又は災害の際避難所等に使用された学校は、速やかに清掃、消毒を行うこととする。

2　飲料水について

(1)　水道水であっても水害後当分の間は、なるべく煮沸したものを使用するよう措置する。

(2)　井戸水は、清掃消毒を行ったものでもそのままの飲用はさけ、煮沸したものを使用するよう措置する。

3　児童生徒の健康管理及び保健指導

(1)　疾病の早期発見に努め、その早期処理に努める。

(2)　児童生徒に対する保健指導を強化する。

4　調理従事者の保健管理及び指導

(1)　調理従事者に対しては、必要に応じ臨時の健康診断を実施する。特に下痢のある者については、従業を禁止し、検便を行う。

(2)　調理従事者の身体衣服の清潔保持に努めさせるとともに、特に調理前の手洗いを励行させる。

5　感染症の集団発生の際の措置

感染症が集団的に発生した場合には、次の事項に留意し速やかに適切な処置をとる。

(1)　学校医、教育委員会、保健所に連絡し、患者の措置に万全を期する。

(2)　学校医の意見を聞き、健康診断、臨時休校、消毒その他の処置の計画をたて、これに基づいて予防措置を行う。

(3)　保護者その他の関係方面に対しては、患者の集団発生状況を周知させ協力を求める。

(4)　児童生徒の食生活について十分注意と指導を行う。

6　児童生徒のこころのケア

児童生徒等が災害により様々なこころの傷を受け、ＰＴＳＤ等の症状が現れてくることが懸念される。こころのケアを必要としている児童生徒に対し、教職員、保護者、スクールカウンセラー（臨床心理士）等は、協議・連携して、児童生徒のこころのケアに当たるものとする。

第 11　文化財保護対策

1　文化財に被害が発生した場合は、その被害状況を速やかに調査する。

2　被災文化財の被害拡大を防ぐため、所有者、管理者等と協力して応急措置を講じる。

3　市民文化スポーツ部は、市内の文化財の被災状況を取りまとめ、県指定の文化財にあっては県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては県教育委員会を経由して、文化庁へ報告する。

66. 福岡市
H29.6

プ」を情報プラザ，各区役所等で配布し，市民自らがその地域の震度を確認することで，自らの問題として理解してもらい，特に昭和５６年以前の旧耐震基準の住宅等の耐震診断・耐震改修工事を促進させる。

（4） 福岡市民防災センターの活用

福岡市民防災センターにおいて，各種災害の体験，火災その他の災害時の対応方法の訓練，各種の防災講習会により，市民の防災知識の普及を図る。

（5） ラジオ，テレビによる防災知識の普及

放送局各社の協力を得て必要事項について放送を依頼する。

（6） ビデオ，ＤＶＤ等による防災知識の普及

防災に関するビデオ，ＤＶＤ等を活用し，学校，公民館等の学校教育，社会教育並びに防災関係職員，市民の防災知識の高揚に資する。

（7） 地震保険制度の普及促進

地震保険は，地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし，政府が再保険を引受ける保険制度であり，被災者の住宅再建にとって有効な手段のひとつであるため，市は，その制度の普及促進に努める。

（8） 防災に関する主な運動期間

防災運動週間に際して，市及び防災関係機関は防災知識の普及に努めるものとする。

市民防火の日	毎月１日
防災とボランティア週間	１月１５日～１月２１日
防災とボランティアの日	１月１７日
文化財防火運動	１月２６日～２月１日
春の火災予防運動	３月１日～３月７日
市民防災の日	３月２０日
土砂災害防止月間	６月
危険物安全週間	６月第２週
国民安全の日	７月１日
海上災害防止運動	５月～１０月
全国海難防止強調運動	７月１６日～７月３１日
道路防災週間	８月２５日～８月３１日
防災週間	８月３０日～９月５日
防災の日	９月１日
備蓄促進ウィーク	９月１日～９月７日
救急の日	９月９日
津波防災の日	１１月５日
秋の火災予防運動	１１月９日～１１月１５日
１１９番の日	１１月９日

66. 福岡市
H 29. 6

第５　文化財，社会教育施設等の対策

地震災害により被害を受け，又は二次災害を受けるおそれのある文化財の保護・応急措置，社会教育施設等の安全確保措置を実施する。

１　文化財の保護

（１）地震災害発生後，文化財の所有者又は管理者は，初期消火活動等の実施，消防機関等への通報を行うとともに，経済観光文化局へ報告を行う。

（２）経済観光文化局においては，文化財の被害拡大を防止するため必要な応急措置を指示し，又は実施する。

２　社会教育施設の応急対策

（１）地震災害発生後，催物を一時中止し，施設内の安全を確認の上，利用者を安全な場所に避難誘導する。

（２）施設の被害状況の確認を行い，自衛消防組織による防災活動を行うとともに，立入禁止その他の必要な措置をとる。

(3) 自主管理による出火防止対策

建築物の高層化・複雑化に伴い、消防機関による予防行政及び消防活動を補完する防火管理者及び防火管理者（以下「防火管理者等」という。）の役割の重要性が増加している。そこで、大規模地震にあっても防火管理及び防火管理業務を有効に遂行できるよう防火管理者等に対する講習会を実施する等、防火管理者等の資質の向上を図り、自主チェック体制を強化することにより、地震時の出火危険の排除を促進する。

また、各家庭にあっては、地震に対する知識の高揚に努め、地域ぐるみの出火防止対策を推進する。

(4) 防炎製品の普及指導

防炎製品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるので、その普及を図る。特に高齢者等の要配慮者が居住する家庭に対しては、防炎製品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図るものとする。

(5) 消防同意制度の活用

火災を未然に防止し、また万一出火した場合、その火災の拡大及び延焼を防止するため、建築物の新築、増築、改築等を行う際、計画の段階において火災予防上の観点から、専門的立場で審査し、防火区画等構造上の安全性、消防用設備等の設置を促進し、建築確認を行う建築主事及び指定確認検査機関と連絡調整を図り、建築物の一層の安全確保に努める。

(6) 防火意識の普及対策

ア　防火の日

毎月５日を「防火の日」と定め、市民一人ひとりが日常生活の中で自主防火の意識を持ち、その対策を実行するよう市民広報を推進する。

イ　危険物安全の日

毎月 15 日を「危険物安全の日」と定め、市民一人ひとりが危険物に対する知識を持ち、危険物の管理や正しい使い方を実行するよう広報活動を展開し、特に危険物施設においては、定期点検等の励行による自主保安体制の確立を図るため、関係機関の組織と連携した意識啓発を推進する。

ウ　危険物安全週間

毎年６月の第２週を「危険物安全週間」として全国的に危険物の規制に関する政令等にかかる位置、構造及び設備の基準の維持や取扱い、移送や運搬について危険物事業所等に対してポスターの配布等により危険物の取扱い等に係る意識の啓発向上を図る。

エ　文化財防火デー

昭和24年(1949年)1月26日、国宝法隆寺金堂焼失により文化遺産保護のため、消防庁は文化庁と共唱して昭和30年(1955年)から1月26日を「文化財防火デー」と定めている。

歴史と伝統のなかで先人が残した貴重な文化財を、火災・震災等の災害から守り、後世に継承していくため、文化財関係者の訓練の実施と市民の文化財愛護意識の普及に努める。

第５項　学校の衛生管理

1　学校は、校長を中心とした救急班、防疫班を編成し、緊急時の衛生管理体制を確立する。

2　学校は、緊急医薬品を常備し、定期的に点検する。

第６項　学校施設の緊急使用

学校は、災害時において、当該施設が指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている場合、学校施設の管理体制について関係機関と協議し、学校開放時のマニュアルを作成しておく。

第７項　連携体制の整備

1　教育委員会は、有線通信の機能を喪失した場合に備え、連絡手段を検討しておく。

2　教育委員会及び学校は、災害時の連絡網を整備し、参集体制を確立しておく。

○第８項　文化財への防災体制の整備

文化財は郷土の歴史や文化を正しく理解するための貴重な歴史的財産であり、適切な保存と活用の調和を図りながら後世に伝えていかなければならない。

このため、災害時における被害を未然に防止する観点から実状に即した対策を講じ文化財を保護するとともに、文化財防災ウィール（文化庁のマニュアル）及び各施設の消防計画等に基づき、災害時の対応を定める。

特に、入館者及び施設利用者の安全かつ迅速な避難のため、避難経路の表示と避難路・避難場所の安全確保を行い、避難訓練を定期的に実施する等の対策の推進に努める。

第５項　学校給食の確保

【関連部局】
教育委員会

1　学校長は、給食施設・設備及び物資等の被害状況調査並びに学校給食の実施又は中止を教育委員会に報告する。

2　教育委員会は、被害物資等の処分方法及び物資納入業者の被害状況を把握するとともに、給食納入物資流通ルートの確保に努め、あらかじめ定めた災害時学校給食実施計画に基づき速やかに給食を実施する。

第６項　教育施設の管理

【関連部局】
教育委員会

各教育施設の長は、施設内の市民の安全誘導を図り、警備要員を残し、その他の職員は教育委員会の指示に基づき、あらかじめ定めた業務分担により災害対策に従事する。

○第７項　文化財の保護

【関連部局】
経済観光局

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を災害対策本部に通報する。

所有者又は管理者が市のときは、経済観光局対策部がその災害応急対策を実施し、市域の被害状況をまとめて災害対策本部に報告する。